

# 広島県文化財防災マニュアル

令和4年3月

広島県教育委員会



目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 文化財の区分	1
第3節 役割分担	3
第4節 災害の区分及び発生状況	4
第2章 被災予防対策	13
第1節 文化財所有者等による被災予防対策	13
1 文化財防災意識の向上	13
2 文化財被災リスクの把握	13
(1) 気象災害のリスクの概要	
(2) 地震災害のリスクの概要	
(3) 火災のリスクの概要	
(4) 盗難等のリスクの概要	
3 資料台帳等の整理	15
4 文化財防災計画の策定	16
5 文化財被災予防措置及び事業の実施	16
(1) 文化財所有者等（防火責任者）を中心とした防災体制、災害発生時における連絡体制の整備	
(2) 避難計画の策定等のソフト面の措置	
ア 避難計画等の実効性の確認、訓練	
イ 災害復旧に必要な情報の整備	
(3) 防災設備の整備等のハード面の措置	
ア 気象災害に係る措置	
イ 地震災害に係る措置	
ウ 火災に係る措置	
エ 盗難等に係る措置	
第2節 市町による被災予防対策	21
1 文化財所有者等及び地域住民に対する専門的見地による助言	21
2 文化財所在情報及び被災リスク情報の把握、整理	21
(1) 市町域内に所在する文化財一覧の作成及び県教委との共有	
(2) 最低1回／年の指定等文化財の現物確認その他の手段によるリスクの把握	
3 文化財防災に関する啓発	21
4 文化財被災予防措置に対する補助	22
5 大規模災害に備えた体制の構築	22
第3節 県教委による被災予防対策	22
1 市町等に対する専門的見地による助言	22

2	文化財所在情報及び被災リスク情報の把握, 整理	23
3	文化財防災に関する啓発	23
4	文化財被災予防措置に対する補助	23
5	大規模災害に備えた広域連携体制整備の検討	24
<b>第3章 災害発生時の対応</b>		25
<b>第1節 災害発生が予見される場合の対応</b>		25
1	文化財所有者等	25
2	市町	25
3	県教委	25
<b>第2節 災害発生時の対応</b>		25
1	文化財所有者等	25
2	市町	25
2	県教委	26
<b>第4章 災害発生後の応急対応</b>		27
<b>第1節 文化財所有者等の対応</b>		27
1	文化財の被災状況の確認	27
2	文化財の被災状況の市町への報告	27
3	文化財の救出, 応急的な保護措置の実施	27
	(1) 気象災害及び地質災害に係る応急的な保護措置	
	ア 不動産文化財	
	イ 動産文化財	
	(2) 火災に係る応急的な保護措置	
	(3) 盗難等に係る応急的な保護措置	
<b>第2節 市町の対応</b>		29
1	文化財の被災状況の取りまとめ	29
2	文化財の被災状況の確認, 調査	29
3	文化財の被災状況の県教委への報告	30
4	文化財の救出, 応急的な保護措置の検討, 支援又は実施	31
<b>第3節 県教委の対応</b>		31
1	文化財の被災状況の取りまとめ	31
2	文化財の被災状況に関する国その他の機関への報告, 情報共有	31
3	文化財の救出, 応急的な保護措置の検討, 支援又は実施	31
4	大規模災害発生時の広域連携	32
<b>第5章 文化財の被災後の対応</b>		35

<b>第1節 文化財所有者等の対応</b>	35
1 法令等に規定する指定等文化財に係る届出	35
2 被災文化財の修理又は復旧の計画, 実施	36
<b>第2節 市町の対応</b>	36
1 文化財所有者等に対する支援	37
2 大規模災害発生時の各事業との調整	37
3 被災地における文化財保護の周知	37
<b>第3節 県教委の対応</b>	37
1 文化財所有者等及び市町に対する指導, 助言, 支援等	37
2 補助金等の交付	38
(1) 補助金等の種類	
(2) 補助金等の交付に係る注意点	
ア 被災状況の報告, 各種調整	
イ 補助金等の採択の基準	
ウ 事前着工	
エ その他	
<b>第4節 未指定文化財</b>	40
1 動産文化財	41
2 不動産文化財	41
<b>第6章 災害復旧工事における文化財の取扱</b>	43
<b>第1節 現状変更</b>	43
1 定義	43
2 災害復旧工事と現状変更許可申請	43
3 現状変更許可の申請の流れ	44
4 その他	44
<b>第2節 埋蔵文化財に係る市町の対応</b>	45
1 事前対策	45
(1) 埋蔵文化財保護体制の整備	
(2) 埋蔵文化財の基礎情報(遺跡地図等)の整備	
(3) 発掘調査に係る各種基準の作成	
(4) 埋蔵文化財保護に関する制度, 埋蔵文化財保護の必要性周知	
2 災害時の対応	47
(1) 初期対応	
(2) 復旧事業等に係る法の弾力的な運用について	
(3) 埋蔵文化財包蔵地の被災状況把握	
(4) 復興事業対応業務量の予測及び文化財専門職員支援派遣に関する協議	

<b>第7章 大規模災害に係る対応</b>	49
<b>第1節 市町の対応</b>	49
1 大規模災害に備えた体制の構築	49
2 大規模災害時の対応	49
<b>第2節 県教委の対応</b>	49
1 大規模災害に備えた体制の構築	49
(1) 県内の連携体制整備の検討	
(2) 大規模災害に備えた取組の推進	
2 大規模災害時の対応	49
(1) 県内の連携の実践	
(2) 県外の機関との連絡調整	

## 例言

- 1 本書は、自然現象や人為的な原因によって人命や社会生活に被害が生じる事態（以下「災害」という。）による文化財への被害を防止・軽減するため、また、災害発生時における文化財の保護・救出措置を速やかに行うために策定したマニュアル（以下「本マニュアル」という。）であり、災害による文化財被害の予防や被害軽減のための事前措置及び災害により被害を受けた文化財（以下「被災文化財」という。）の救出、応急措置並びに修理又は復旧を目的とした措置を講じるための具体的な行動の指針である。
- 2 本マニュアルは包括的な位置付けとして策定したものである。本マニュアルを基礎としてそれぞれの文化財類型ごとにその特性に応じた適切な防災マニュアル・計画を策定することが望ましい。
- 3 本マニュアルは「広島県文化財保存活用大綱」（令和3年3月策定。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/434210.pdf>）取組方針8「防災、災害発生時の対応の充実を図る」に基づき、同大綱第6章第1節「3 情報の整備・共有」を示す防災マニュアルとして作成した。また、本マニュアルは広島県防災会議編『広島県地域防災計画（基本編）』（令和3年5月修正。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/445606.pdf>）第2章第3節「県民の防災活動の促進に関する計画」「2 防災教育」で求められている「文化財、公共施設等に関する防災知識」の普及啓発に係る取組の一環である。
- 4 本マニュアルの作成は広島県教育委員会事務局管理部文化財課が行った。
- 5 本マニュアル作成に当たっては、先行する各府県の文化財防災マニュアル、特に「熊本県文化財防災マニュアル」（令和2年。熊本県教育委員会編。）及び「えひめ文化財防災マニュアル2018」（平成30年。愛媛県教育委員会編。）を参照した。
- 6 本マニュアル作成に当たっては、広島県文化財保護審議会に諮問し、同審議会防災特別部会による議論と報告を経て、答申を受けた。また、上記広島県文化財保護審議会のほか、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターを始めとする関係機関の協力を得た。
- 7 寸法の単位系は原則としてメートル形を用いた。
- 8 本マニュアルで用いる主な用語の定義は次のとおりである。

災害	自然現象や人為的な原因によって人命や社会生活に被害が生じる事態。
大規模災害	市町域全域又は複数市町にわたって被害が生じる災害、被害の程度が著しく大きな災害。
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。
文化財	発生、制作又は製作から50年以上経過し、歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上等の観点から価値が高いと認められる有形（人々の文化的活動に影響や刺激を与える自然物も含む）又は無形の財産。
被災文化財	災害により被害を受けた文化財
指定等文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号。以下「保護条例」という。）又は市町文化財保護条例その他の条例の規定により指定、選定、選択又は登録された文化財。指定等文化財を除く文化財を「未指定文化財」という。
不動産文化財	有形の文化財のうち土地及びその定着物で構成される文化財。建造物等。
動産文化財	有形の文化財のうち不動産を除く文化財。絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書等。
文化財所有者等	文化財を所有、保持又は管理する個人又は法人。指定等文化財の所有者等を特に指す場合は「指定文化財所有者」という。
本県	地方自治体としての広島県。本県が管轄する区域を「本県域」という。

# 第1章 総則

## 第1節 目的

本マニュアルは、災害による文化財被害の予防や被害軽減のための事前措置及び被災文化財の救出、応急措置並びに修理又は復旧を目的とした措置を講じるために策定した具体的行動の指針である。指定等文化財、特に記念物として保護の対象とされている土地における災害復旧工事その他の工事に係る手続及び埋蔵文化財の取扱についてもあわせて示す。

## 第2節 文化財の区分

本マニュアルで用いる文化財の区分は次のとおり。

**有形文化財** 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。このうち、建造物を除いたものを美術工芸品と総称する。

**無形文化財** 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

**民俗文化財** 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。その形態から有形民俗文化財と無形民俗文化財に区分される。

**記念物** 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

**文化的景観** 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことができず、「景観法」の規定により都道府県又は市町が保存の措置を講じるもの。

**伝統的建造物群** 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高く、「都市計画法」又は条例の規定により市町が定めたもの。

**埋蔵文化財** 土地又は水中に埋蔵されている文化財。一般に、遺跡又は遺物と呼ばれる。

**文化財の保存技術** 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技法。

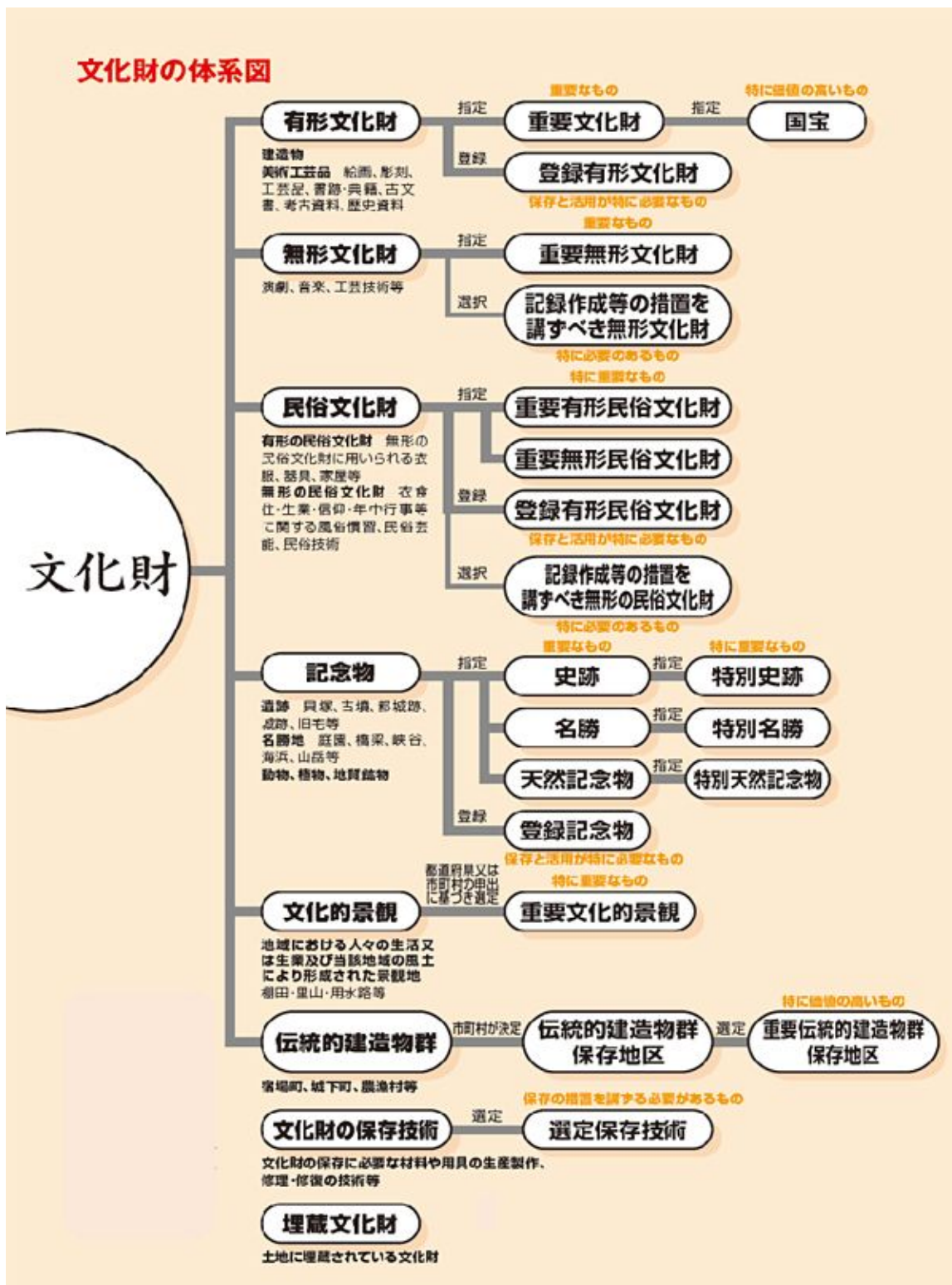


図 1.2.1 文化財の体系図

(文化庁 HP [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu\\_1.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html))



## 第3節 役割分担

文化財防災に係る文化財所有者等，市町文化財保護担当部局（以下「市町」という。），本県教育委員会（以下「県教委」という。）及び国（文化庁）の役割は次のとおり。

表1.3.1 文化財防災に係る文化財所有者等，市町，県教委及び国の役割

	被災予防	災害発生時	災害発生後 応急対応	災害発生後 災害復旧
文化財所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災意識の向上</li> <li>○文化財被災リスクの把握</li> <li>○資料台帳等の整理</li> <li>○文化財防災計画の策定</li> <li>○文化財被災予防措置及び事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかな避難，自らの安全の確保</li> <li>○最寄りの警察，消防への速やかな連絡</li> <li>○状況が許せば，文化財防災計画や避難計画に基づく文化財の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の被災状況の確認</li> <li>○文化財の被災状況の市町への報告</li> <li>○文化財の救出，応急的な保護措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等に規定する指定等文化財に係る届出</li> <li>○被災文化財の修理又は復旧の計画，実施</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等及び地域住民に対する専門的見地による助言</li> <li>○文化財所在情報及び被災リスク情報の把握，整理</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○文化財被災予防措置に対する補助</li> <li>○大規模災害に備えた体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の被災状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の被災状況を確認，調査</li> <li>○文化財の被災状況の県教委への報告</li> <li>○文化財の救出，応急的な保護措置の検討，支援又は実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等に対する支援</li> <li>○大規模災害発生時の各事業との調整</li> <li>○被災地における文化財保護の周知</li> </ul>
県教委	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町等に対する専門的見地による助言</li> <li>○文化財所在情報及び被災リスク情報の把握，整理</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○文化財被災予防措置に対する補助</li> <li>○大規模災害に備えた広域連携体制整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の被災状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の被災状況に関する国その他の機関への報告，情報共有</li> <li>○文化財の救出，応急的な保護措置の検討，支援又は実施</li> <li>○大規模災害発生時の広域連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等及び市町に対する指導，助言，支援等</li> <li>○補助金等の交付</li> </ul>
国（文化庁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県に対する専門的見地による助言</li> <li>○技術的支援</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国指定等文化財の被災状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の救出，応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時の文化財の救出，修理又は復旧に係る技術的支援並びに人的支援及び派遣に係る調整</li> <li>○要望等に応じ，補助金による支援</li> <li>○要望等に応じ，補助金嵩上げ等の検討及び実施</li> </ul>

## 第4節 災害の区分及び発生状況

### 1 区 分

表1.4.1 本県域で発生した主な災害の区分

災害の種類				主な現象
自然災害	気象災害	風水害	水害	洪水（河川の氾濫による浸水，内水氾濫による浸水） 土砂災害（斜面崩落，がけ崩れ，土石流，地すべり等）
			風害	突風，竜巻，高潮等
		その他	雪害	過大な積雪による倒壊，毀損等
			干害，寒害，雷害等	動植物衰亡等
	地質災害	地震災害		土砂災害，液状化，津波，地震火災等
人為的災害	事件	行為者の故意		盗難，放火，無断の現状変更等
	事故	取扱者の不注意による事故		失火，不適切な取扱による毀損
		第三者の不注意による事故		車両接触その他による毀損

### 2 発生状況

#### (1) 気象災害

本県域は，水害，土砂災害が発生しやすい土壌，地形条件の地域が多く，平成30年7月豪雨を始め，これまでも台風や豪雨により大きな被害を受けている（図1.4.1及び表1.4.2）。また，本県域の一部は，法律の規定による特殊土壌地帯や豪雪地帯（図1.4.2），台風常襲地帯（図1.4.3）に指定されている。

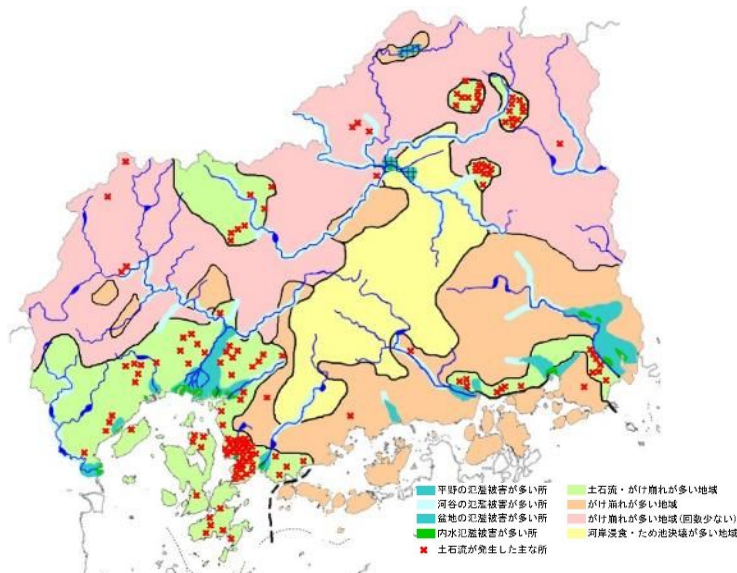


図 1.4.1 本県域における豪雨等による被害発生区分  
 (『広島県史』地誌編所収図に彩色加筆修正，改題)

表 1.4.2 本県域における戦後の主な気象災害

(広島県災害ポータル「広島県の主な土砂災害」[<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/sonota/saigai/002dosya.htm>]に加筆修正)

発生年月	要因	主な被災地	備考
昭和 20 年 9 月	枕崎台風	呉市, 廿日市市	死者行方不明者 2,012 名
昭和 26 年 10 月	ルース台風	大竹市, 廿日市市	死者行方不明者 166 名
昭和 38 年 1 月	豪雪	廿日市市, 安芸太田町, 北広島町, 安芸高田市, 三次市, 庄原市	三八豪雪
昭和 42 年 7 月	豪雨	呉市	死者行方不明者 159 名
昭和 47 年 7 月	豪雨	三次市	死者行方不明者 39 名
昭和 63 年 6 月	豪雨	安芸太田町	死者行方不明者 15 名
平成 3 年 9 月	台風 19 号	廿日市市ほか	厳島神社社殿群被災
平成 5 年 7 月	台風 5 号	安芸太田町	家屋全壊 1 戸ほか
平成 11 年 6 月	豪雨	広島市, 呉市	死者行方不明者 32 名
平成 16 年 9 月	台風 18 号	廿日市市ほか	厳島神社社殿群被災
平成 17 年 9 月	台風 14 号	廿日市市	家屋全壊 4 戸, 一部損壊 44 戸ほか。
平成 18 年 1 月	豪雪	北広島町, 庄原市	被害棟数 1,069 棟
平成 18 年 9 月	台風 13 号	広島市, 北広島町, 安芸高田市ほか	死者 1 名, 行方不明者 1 名, 家屋全壊 4 戸, 半壊 6 戸ほか
平成 22 年 7 月	豪雨	庄原市	死者 1 名, 家屋全壊 12 戸, 半壊 12 戸, 一部損壊 6 戸ほか
平成 26 年 8 月	豪雨	広島市, 安芸高田市, 三次市, 福山市	死者 77 名(災害関連死 3 名含む), 家屋全壊 133 戸, 半壊 122 戸, 一部損壊 175 戸ほか
平成 30 年 7 月	豪雨	広島市, 呉市, 三原市, 東広島市, 熊野町, 坂町ほか	死者 108 名, 行方不明者 6 名, 家屋全壊 1029 戸, 半壊 2888 戸, 一部損壊 1898 戸ほか

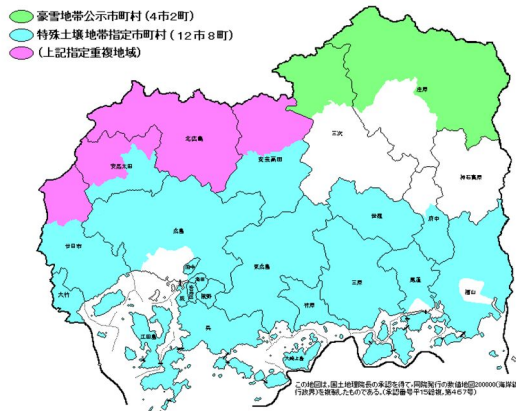


図 1.4.2 豪雪地帯指定地域及び特殊土壌地帯指定地域図 (出典 広島県 HP [https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/331665.gif])

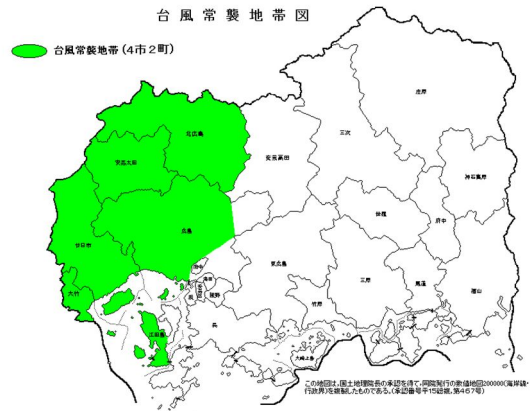


図 1.4.3 台風常襲地帯図 (出典 広島県 HP [https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/215779.gif])

- 特殊土壌地帯 特殊土壌（シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に浸しよくを受けやすい性状の土壌をいう。）でおおわれた地域で次に該当するもの。
  - 1 台風について、大正15年より昭和24年度までの台風頻度の平均値以上の地帯。
  - 2 雨について、全年降水量の平均約2,000mm程度以上の地帯。ただし、瀬戸内海沿岸地方花こう岩地帯で特に風化の甚だしい地帯は1,000mm以上。
  - 3 災害について、次の事項が全国平均値以上の地帯。
    - (1)・・・対人災害額荷重人 口災害額
    - (2)・・・山地荒廃状況山林面積荒廃林地＋要造林地
    - (3)・・・災害分布率000,1□全国災害額地区災害額
    - (4)・・・災害圧力生産額災害額
    - (5)・・・対分配所得災害額荷重分配県民所得災害額  
(ただし、(5)については参考程度)

※根拠法令 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第90号）
- 豪雪地帯 累年平均積雪積算値が5,000cm以上の地域（以下「豪雪地域」という。）で次の各号の一に該当するもの。
  - 1 その区域の2/3以上が豪雪地域である道府県又は市町村。
  - 2 その区域の1/2以上が豪雪地域であり、かつ、道府県庁が所在する市の区域の全部又は一部が豪雪地域である道府県。
  - 3 市役所もしくは町村役場、又は市町村の区域内に存する施設で国土交通省令・総務省令・農林水産省令で定めるものが豪雪地域内にある市町村。
  - 4 その区域の1/2以上が豪雪地域であり、かつ、市町村の境界線の延長の2/3以上が前1, 2, 3, のいずれかに該当する道府県又は市町村に接している市町村。

※根拠法令 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
- 台風常襲地帯 次の各号に該当する地域（河川の流域の一部が次の各号に該当する場合における当該河川の下流の流域等台風による災害の防除上当該地域と密接な関係を有する区域を含む。）であって、国土の保全と民生の安定を図るため台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法第2条第1項〔災害防除事業の定義〕に規定する災害防除事業を実施することが特に必要であると認められるもの
  - 1 台風の来襲回数内閣府令で定める期間において、台風により気圧が987hPa以下となった地域であって、当該台風の来襲した回数がわが国に来襲した台風（その中心が本土から200キロメートル以内を通過した台風をいう。以下同じ。）の回数の4分の1以上であるものであること。
  - 2 台風の強度前号に規定する期間において、台風により気圧が987hPa以下となった地域における任意の地点の当該地域に来襲した台風ごとの気圧の最低示度と標準気圧との差を合計し、これをわが国に来襲した台風の回数で除し、これに100を乗じた指数が930以上の地域であること。
  - 3 降雨量第1号に規定する期間において、毎年5月から10月までの6箇月間の降雨量の年平均が1,200ミリメートル以上の地域であること。

※根拠法令 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）

本県域に所在する文化財については、過去に次の被害が生じている。

- 有形文化財（建造物）の倒壊，毀損
- 記念物（史跡）の崩落
- 記念物（天然記念物）の倒壊
- 有形文化財（美術工芸品）の埋没，毀損

表 1.4.3 文化財が被災した主な気象災害（国指定等及び県指定。平成13年～令和3年）

（出典 広島県教育委員会 HP [https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/bunkazai-hisai.html]）

発生年月	原因	被災文化財の種別及び件数	被害の概要
平成16年8月	台風10号	国宝・重要文化財 1 広島県天然記念物 1	床上浸水，枝折損
平成16年9月	台風16号	国宝・重要文化財 4 特別史跡・史跡 1 特別天然記念物・天然記念物 1	壁崩落，瓦落下，落石
平成16年9月	台風18号	国宝・重要文化財 12 特別史跡・史跡 6 特別名勝・名勝 2 特別天然記念物・天然記念物 1 重要伝統的建造物群保存地区 1 広島県重要文化財 5 広島県史跡 2 広島県天然記念物 10 登録有形文化財 2	○厳島神社左楽房倒壊等 建造物倒壊，ゆがみ，壁崩落 屋根破損，瓦落下 倒木，枝折損
平成16年10月	台風21号	国宝・重要文化財 1 特別史跡・史跡 1 広島県重要文化財 2 広島県史跡 1	壁崩落，瓦落下
平成16年10月	台風23号	国宝・重要文化財 3 特別名勝・名勝 1 広島県重要文化財 1 広島県天然記念物 3	壁崩落，屋根破損，瓦落下 倒木
平成17年9月	台風14号	国宝・重要文化財 4 特別天然記念物・天然記念物 1 広島県重要文化財 1 広島県史跡 1	○厳島白糸川土石流災害 建造物壁崩落，瓦落下 倒木，枝折損
平成17年12月	豪雪	国宝・重要文化財 2 広島県天然記念物 2	屋根材崩落 枝折損
平成21年7月	豪雨	国宝・重要文化財 2 特別名勝・名勝 1 広島県史跡 2 広島県名勝 1	火災報知器等設備損傷 壁崩落 法面崩落
平成22年7月	豪雨	特別史跡・史跡 1 広島県史跡 2	法面崩落
平成23年1月	豪雪	国宝・重要文化財 1 重要有形民俗文化財 1 特別天然記念物・天然記念物 2	建造物ゆがみ，構造材毀損，屋根材崩落 枝折損
平成24年7月	豪雨等	国宝・重要文化財 2	火災報知器等設備損傷 壁崩落
平成28年6～7月	豪雨等	国宝・重要文化財 3 特別史跡・史跡 1 広島県天然記念物 1	火災報知器等設備損傷 法面崩落
平成30年7月	豪雨	国宝・重要文化財 4 特別史跡・史跡 11	○平成30年7月豪雨 床上又は床下浸水

		特別名勝・名勝	1	壁崩落 法面崩壊
		特別天然記念物・天然記念物	1	
		重要伝統的建造物群保存地区	1	
		登録有形文化財	4	
		広島県重要文化財	2	
		広島県無形民俗文化財	1	
		広島県史跡	9	
		広島県名勝	1	
		広島県天然記念物	2	
令和元年	台風 17 号	国宝・重要文化財	2	壁崩落
令和 2 年 12～ 2 月	豪雪	国宝・重要文化財	2	屋根材崩落
令和 3 年 7～ 8 月	豪雨及び台 風 9 号	国宝・重要文化財	4	床上又は床下浸水 壁崩落 法面崩壊
		特別史跡・史跡	5	
		特別名勝・名勝	2	
		重要伝統的建造物群保存地区	1	
		登録有形文化財	1	
		広島県重要文化財	2	
		広島県無形民俗文化財	1	
		広島県史跡	3	
		広島県名勝	1	

## (2) 地質災害

火山については、本県域に活火山はないが、近隣の火山噴火による降灰等の痕跡は残されている。

地震については、本県域には岩国―五日市断層帯（己斐断層）、長者ヶ原―芳井断層等複数の断層があり（図1.4.4）、過去に芸予地震等による被害を受けている（図1.4.5及び表1.4.5）。

このため、各市町で、地震災害に対する施策が進められており、特に今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震（表1.4.4）に対しては、法律の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域（図1.4.6）に指定されている市町もある。



図 1.4.4 本県域の活断層 8

(国土地理院 HP「地理院地図 Vector」により作成した図に加筆)

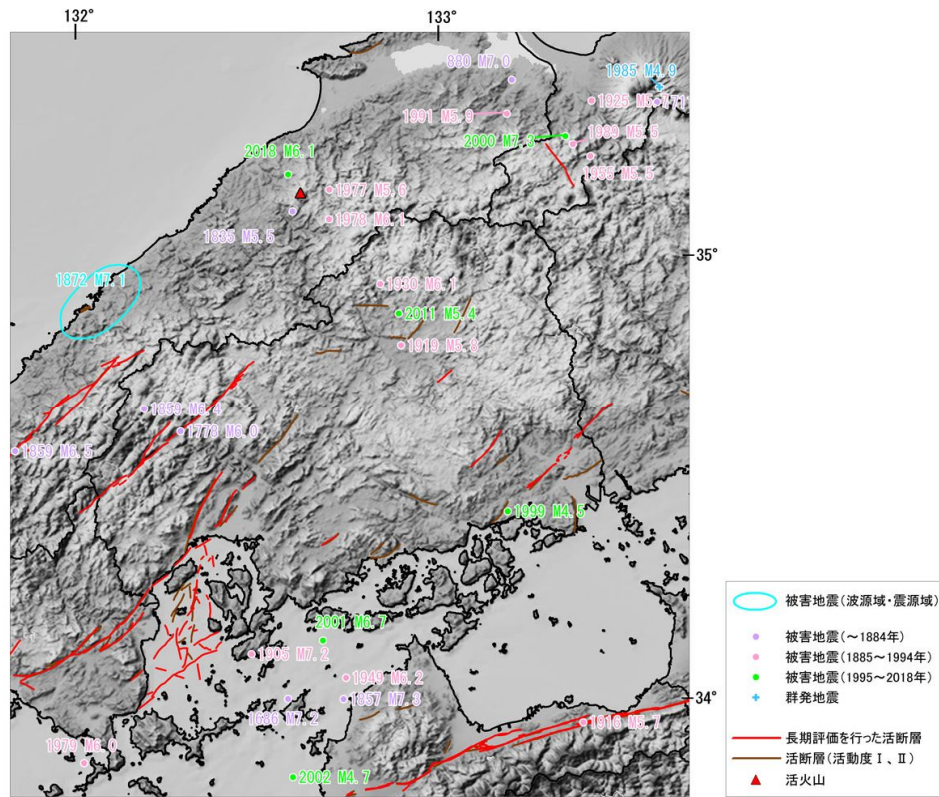


図 1.4.5 広島県とその周辺の主な地震被害

(出典 地震本部 HP「広島県の地震活動の特徴」[https://www.jishin.go.jp/regional\_seismicity/rs\_chugoku-shikoku/p34\_hiroshima/])

表 1.4.4 広島県周辺の活断層と海溝で起こる地震 (算定基準日：令和3年1月1日)

(出典 地震本部 HP「広島県の地震活動の特徴」[https://www.jishin.go.jp/regional\_seismicity/rs\_chugoku-shikoku/p34\_hiroshima/])

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	70%～80%
日向灘および南西諸島海溝周辺	安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	40%程度
内陸の活断層で発生する地震			
長者ヶ原～芳井断層		7.3程度	不明
宇津戸断層		6.7程度	不明
安田断層		6.0程度	不明
岩国～五日市断層帯	己斐断層区間	7.1程度	不明
	五日市断層区間	7.2程度	不明
	岩国断層区間	7.6程度	0.03%～2%
安芸灘断層帯		7.2程度	0.1%～10%
広島湾～岩国沖断層帯		7.5程度	不明
筒賀断層		7.8程度	不明
黒瀬断層		6.0程度	不明
中央構造線断層帯	金剛山地東縁区間	6.8程度	ほぼ0%
	五条谷区間	7.3程度	不明
	根来区間	7.2程度	0.008%～0.3%
	紀淡海峡～鳴門海峡区間	7.5程度	0.005%～1%
	讃岐山脈南縁東部区間	7.7程度	1%以下
	讃岐山脈南縁西部区間	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0%～0.4%
	石鎚山脈北縁区間	7.3程度	0.01%以下
	石鎚山脈北縁西部区間	7.5程度	ほぼ0%～12%
	伊予灘区間	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0%
豊予海峡～由布院区間		7.8程度	ほぼ0%

### 表1.4.5 広島県地震年表

(県立文書館が作成した年表〔広島県HP掲載 [https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki\\_file/monjokan/nenpyou/jishin.pdf](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/nenpyou/jishin.pdf)〕に地震本部HP「広島県の地震活動の特徴」のデータをもとに加筆)

発生年	発生日月 / 内容
仁和3 (887)	7月30日 諸国に大地震がある〔三代実録〕。
治承4 (1180)	9月28日 厳島で大地震〔山槐記〕。
元治2 (1596)	閏7月9日～12日 大地震〔仏通禅寺住持記〕。 閏7月10日 夜前、大地震。厳島神社の神殿・廻廊・経堂は無事〔厳島野坂1349〕。
寛永元 (1624)	12月13日 広島に大地震が発生し、城中石垣・多門・楼・堀など崩壊する〔自得公済美録18〕。
慶安2 (1649)	2月5日 広島藩領内に大地震。侍屋敷、町家の被害多大〔玄徳公済美録20〕。
寛文2 (1662)	10月 広島領郡中に大地震〔芸州府中荘誌〕。
貞享元 (1684)	12月10日 地震。民家破損多く、死人あり〔芸備年表〕
貞享2 (1685)	12月10日 広島大地震、家屋の倒壊多数〔顕妙公済美録14〕。
宝永4 (1707)	10月4日 宝永地震。数度大地震、広島城中損壊あり、広島領内全壊家屋78軒、半壊家屋68軒〔顕妙公済美録36〕
享保18 (1733)	8月11日 未上刻大地震、広島領内奥郡に被害多し〔広島市史2〕。
寛延2 (1749)	4月10日 広島に地震〔広島市史2〕。
安永7 (1778)	1月18日 安芸から備前にかけて大地震起こる〔広島県史近世2〕。
天保12 (1841)	9月20日 地震〔広島市史3〕。
嘉永7 (1854)	6月14日 広島地震〔広島市史3〕。 11月4日～5日 芸備両国に大地震〔芸藩志5・中村家日記〕。 11月 福山藩、地震につき安全祈禱を執行する〔山手・三谷家「御用状願書帳」〕。 安政東海地震、安政南海地震
安政2 (1855)	1月～2月 昨年の大地震の余震止まず、豊田郡御手洗町では、前年12月晦日・当年1月18日・2月5日と余震あり〔御手洗町用格別覚〕。
安政3 (1856)	1月2日 大地震あり、12日まで続く〔庄原市史〕。
安政4 (1857)	8月25日 大地震。9月4日まで毎日小震あり。9月10日再び強震あり〔広島県史近世2〕。
安政5 (1858)	12月2日～12日 広島大地震、数日の間余震絶えず〔広島市史3〕。
安政6 (1859)	9月9日 大地震、11日再震〔広島市史3〕。
慶応3 (1867)	2月30日 やや強き地震あり〔広島市史3〕。
明治5 (1872)	2月6日 浜田地震。午後3時すぎ浜田沖を震源とする大地震発生。安芸国各郡に被害。家屋倒壊63軒、往還小道路等損壊254か所、負傷者3人、堤防川岸破損169か所、田畑損壊93か所。
明治38 (1905)	6月2日 芸予地震。午後2時39分頃、広島地方に大地震。震源地安芸灘(北緯34.2度、東経132.3度)。マグニチュード7.6、広島の震度5。県内の死者11人、負傷者154人、家屋全潰50戸、同半潰98戸、同破損6,074戸。
昭和21 (1946)	12月21日 昭和南海地震。津波のため県内東部沿岸部を中心に被害(負傷者3、全壊46戸、半壊1064戸、火災全焼1)〔中国12.22〕。
昭和24 (1949)	7月12日 安芸灘地震。死者2人。
平成13 (2001)	3月24日 平成13年芸予地震。死者1人、負傷者193人、家屋全壊65棟。



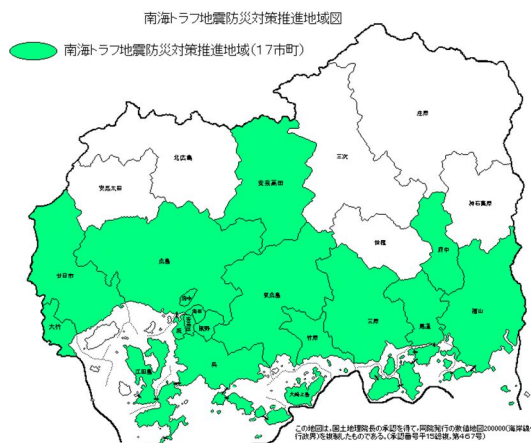


図 1.4.6 南海トラフ地震防災対策推進地域図  
(資料 広島県)

○南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフの巨大地震の中でも最大クラスのものとして設定された断層モデルによる震度、津波の高さなどが、次のいずれかの基準に該当する場合

- (1) 震度に関する基準  
震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）
- (2) 津波に関する基準  
「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域
- (3) 過去の地震による被害  
○過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。  
○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。
- (4) 防災体制の確保等の観点  
「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的な運用は以下のとおりとする。
  - ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
  - ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

※根拠法令 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

本県域に所在する文化財については、例えば、平成13年芸予地震によって建造物の毀損等が報告されている（表1.4.6）。

表1.4.6 平成13年芸予地震による主な被災文化財（国指定，県指定）

	種別	名称	所在市町	被災状況
国指定	国宝・重要文化財	厳島神社	廿日市市	建物の一部にゆがみ
	重要文化財	旧呉鎮守府長官官舎	呉市	建物が傾斜 洋館・和館の接合部を中心に、壁、窓等破損 自動火災報知施設空気が管垂れ下がり
	重要文化財	佛通寺含暉院地藏堂	三原市	柱のずれ、壁の亀裂
	重要文化財	復古館頼家住宅	竹原市	米蔵・表屋等の壁に亀裂
	重要文化財	浄土寺宝篋印塔（足利尊氏の墓）	尾道市	上部落下
	重要文化財	浄土寺	尾道市	宝庫壁崩落
	重要文化財	吉原家住宅	尾道市	住宅内壁の漆喰剥落
	重要文化財	安国寺釈迦堂	福山市	側壁内壁の漆喰剥落
	重要文化財	旧木原家住宅	東広島市	壁の漆喰が一部浮き、剥落

	特別史跡及び特別名勝	巖島	廿日市市	巖島神社境内石燈籠崩落
	史跡	広島城跡	広島市	復興天守閣シャチ折損，瓦落下
	史跡	毛利氏城跡（郡山城跡）	安芸高田市	毛利元就墓所の石垣崩壊（横 6.6m，高さ 3.0m）
県指定	広島県重要文化財	極楽寺本堂	廿日市市	正面の組物（3点）落下，天井板のずれ
	広島県重要文化財	木造十一面千手観音坐像	廿日市市	手の落下及び躯体等ゆるみ
	広島県史跡	檜崎正員之墓及関係遺跡	三原市	須波波止の北波止が崩落

### (3) 火災

火災は

- \* 落雷等の自然現象や漏電等の事故
- \* 地震
- \* 放火その他
- \* 文化財付近における不注意な火気の使用

など様々な要因により発生し、

- 有形文化財，有形民俗文化財，伝統的建造物群の毀損，焼失
- 無形文化財，無形民俗文化財の用具の毀損，焼失
- 記念物を構成する建造物，樹木等の毀損，焼失，景観変化

等の被害を生じさせる。

本県域でも特別史跡及び特別名勝「巖島」における林野火災（昭和 59 年その他），天然記念物「瀨山原始林」指定地内（巖島弥山山頂）の不消霊火堂焼失（平成 17 年），福山市鞆町重要伝統的建造物群保存地区内での住宅火災などの事案があり，近年では，放火によって境内の建造物が焼失し，県重要文化財にも被害が及びかねなかった事案も発生している。

### (4) 盗難等

窃盗や天然記念物の無許可の採取又は伐採その他の行為（以下「盗難等」という。）は文化財の所在が失われ，管理不能な状態になるのみならず，未遂の場合でも文化財の毀損を招くおそれがある行為である。本県域でも有形文化財（美術工芸品）の窃盗被害が複数発生している。

なお，盗難等のほか，本県域では，重要文化財の建造物が故意に傷付けられる事案，県重要文化財の彫刻が故意に破壊される事案も発生している。

## 第2章 被災予防対策

表2.0.1 被災予防対策に係る文化財所有者等，市町及び県教委の役割

文化財所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災意識の向上</li> <li>○文化財被災リスクの把握</li> <li>○資料台帳等の整理</li> <li>○文化財防災計画の策定</li> <li>○文化財被災予防措置及び事業の実施</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等及び地域住民に対する専門的見地による助言</li> <li>○文化財所在情報及び被災リスク情報の把握，整理</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○文化財被災予防措置に対する補助</li> <li>○大規模災害に備えた体制の構築</li> </ul>
県教委	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町等に対する専門的見地による助言</li> <li>○文化財所在情報及び被災リスク情報の把握，整理</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○文化財被災予防措置に対する補助</li> <li>○大規模災害に備えた広域連携体制整備の検討</li> </ul>

### 第1節 文化財所有者等による被災予防対策

指定文化財所有者等に対しては，市町及び県教委と連携して，

- 防災意識の向上
- 文化財被災リスクの把握
- 資料台帳等の整理
- 文化財防災計画の策定
- 文化財被災予防措置及び事業の実施

に取り組むことが求められ，未指定文化財の所有者等についても指定文化財所有者等に準じて上記の内容に取り組むことが望ましい。

#### 1 文化財防災意識の向上

文化財所有者等は，国（文化庁）と公益財団法人全国国宝重要文化財所有者連盟が主催する重要文化財建造物管理実務検討会や県教委，市町が開催する文化財防災研修会，各種防災訓練等に参加，出席し，文化財の管理・防災に関する知識，自らの防災意識の向上に努める必要がある。

#### 2 文化財被災リスクの把握

文化財所有者等は，次の事項について日頃から把握し，十分に検討する必要がある。

- 文化財の現状，破損の程度を把握する。  
建造物の場合，耐震診断を実施する。
- 市町が発行するハザードマップその他の媒体をとおして，所有する文化財が所在する地域における災害発生リスクを把握する。
- 過去の文化財被害の発生状況及び災害が文化財に与える影響を把握する。

また，把握したリスクの内容を市町や地域住民と共有することが望ましい。

## (1) 気象災害のリスクの概要

気象災害では、次のような被害が想定される。

- 不動産文化財の倒壊，焼失，埋没，毀損
- 動産文化財の流失，焼失，埋没，毀損
- 無形文化財の保持者，無形民俗文化財の保持団体の構成員の生命財産等に対する被害
- 無形文化財，無形民俗文化財の用具等の流失，埋没

気象災害に対しては、次の対応が必要である。

○ 平時から文化財の状況を点検し、影響を受けそうな箇所を把握しておく

### 【例】

- ※ 建造物等の有形文化財 強風や大雨によって破損が予想される箇所の確認
- ※ 有形文化財 所在地の想定浸水深度の確認
- ※ 記念物 強風等による倒木や落枝による被害に備えた、樹木周辺の状況確認、被害を予測した対応手順の確認

○ 文化財の周囲の地形やハザードマップ等の情報を基に、起こり得る事態について、市町等関係機関との調整を行う

## (2) 地震災害のリスクの概要

地震は、地すべりその他の土砂災害、津波等を引き起こし、建造物等の倒壊や地震火災を生じさせることで、人命、財産に大きな被害を与える自然現象である。

文化財についても、阪神淡路大震災、東日本大震災や平成28年熊本地震による被害状況からも分かるように、建造物や城郭、古墳等の土木工作物の倒壊・崩落等、美術工芸品の地震動による落下等、全ての種類の文化財に被害が生じる可能性がある。

- 不動産文化財の倒壊，崩落，埋没，焼失，毀損
- 動産文化財（無形文化財等の用具を含む）の焼失，流失，埋没，毀損
- 無形文化財の保持者，無形民俗文化財の保持団体の構成員の生命財産に対する被害

地震は予測困難であるが、日頃から気象庁が発表する大規模地震発生予測などで情報収集するとともに、地域にある断層の情報、ハザードマップ等による地域リスクの情報を確認し、それぞれの文化財に適した予防対策を実施しておくことが望ましい。

### 【把握すべき情報の例（建造物の場合）】

- ① 当該文化財建造物等及びその周辺の建造物が過去の地震で受けた被害の把握
  - ・ 人的被害の有無と人的被害が生じた状況
  - ・ 当該文化財建造物等の全体構造に関わる被害
  - ・ 当該文化財建造物等の各部の被害
  - ・ 周辺の被害（火災，崖崩れ等）
- ② 過去の地震時と現状との比較
  - ・ 増改築等により当該文化財建造物等の形態が変化した部分の把握
  - ・ 使用方法の比較（建物の用途，使用頻度，使用者の数等）
  - ・ 周辺状況の比較（地形の変化，市街地化の進行等）
  - ・ 当該文化財建造物等の老朽化の度合等の比較

また、建造物については、文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月8日，平成24年6月21日改正。<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu>

/pdf/kokko\_hojyo\_taisin11.pdf) を参考に耐震診断等を行うことで、固有のリスクを把握することが望ましい。

### (3) 火災のリスクの概要

火災は、

- \* 落雷等の自然現象や漏電等の事故
- \* 地震
- \* 放火
- \* 文化財付近における不注意な火気の使用

など様々な要因により発生し、

- 有形文化財，有形民俗文化財，伝統的建造物群の毀損，焼失
- 無形文化財，無形民俗文化財の用具の毀損，焼失
- 記念物を構成する建造物，樹木等の毀損，焼失，景観変化

等の被害を生じさせる。

文化庁が示す次の各チェックリスト ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check\\_list.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html)) 等を参照しつつ、可燃性の材料や物品の把握等日常の点検をとおして、火災の発生リスクと延焼リスクを事前に把握しておく必要がある。

- 「文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト」 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kenzoubutsu\\_checklist.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kenzoubutsu_checklist.pdf))
- 「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/bijutsukougei\\_checklist.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/bijutsukougei_checklist.pdf))
- 「記念物（建造物）の防火・防犯対策チェックリスト」 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kinenbutsu\\_checklist.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kinenbutsu_checklist.pdf))
- 「民俗文化財（建造物）の防火・防犯対策チェックリスト」 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/bijutsukougei\\_checklist.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/bijutsukougei_checklist.pdf))

### (4) 盗難等のリスクの概要

盗難等は、文化財の所在が失われ、管理不能な状態になるのみならず、未遂の場合でも文化財の毀損を招くおそれがある人為的災害である。

盗難等の被害に遭いやすいのは有形文化財の中でも美術工芸品で、天然記念物の希少な動植物も被害に遭う可能性がある。

また、文化財の盗難等が発生しやすいのは、主に無住の寺社や山中の生息地など、日頃から人の出入りが少ない場所である。監視カメラ等が設置されていないことが多く、盗難等に対する抑止力が弱い。文化財の所在場所、監視カメラ等の防犯設備の状況、地域の目の届きやすさなどを総合的に考え、前項で示す各チェックリスト等を参照しつつ、それぞれの文化財の実情に応じて、盗難等のリスクを事前に把握しておく必要がある。

なお、盗難等だけでなく汚損（落書き）等の被害を受けやすいのも、人の出入りが少ない場所である。

## 3 資料台帳等の整理

文化財所有者等は、市町と連携して、所有する文化財の規模、形状、特徴を記した資料台

帳、建造物その他の有形文化財の構造等を示す図面や写真等を作成、整理することが望ましい。

また、資料台帳、図面や写真等をデジタルデータ化し、そのデータを、市町を始めとする複数の関係者が保管することが望ましい。

#### 4 文化財防災計画の策定

文化財所有者等は、把握した文化財の被災リスクに基づいて、市町や地域住民とともに、所有する文化財の防災計画（以下「防災計画」という。）を立てることが望ましい。

防災計画には次の内容を含むことが望ましい。

- 文化財所有者等（防災責任者）を中心とした防災体制
- 災害発生時における連絡体制
- 避難計画の策定等のソフト面の措置
- 防災設備の整備等のハード面の措置

防災計画策定に当たっては、対象となる文化財の特徴や想定されるリスク、文化財が所在する環境等によって内容が異なるため、文化財の防災に関する有識者や県、市町担当者等の助言を受けることが有効である。

また、地震による被災リスクに対しては、特に建造物においては、耐震診断等の結果を受けて、文化庁「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」（平成30年8月9日 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/word/r1392023\\_01.doc](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/word/r1392023_01.doc)）や文化庁「伝統的建造物群の耐震対策の手引」（令和2年1月。[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/91989501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/91989501_01.pdf)）を参考に、地震に対する対処方針を策定し、取組を進めることが望ましい。

##### 【対処方針の内容】

（文化庁「地震から文化財と命を守るために」〔[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/r1392023\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/r1392023_03.pdf)〕から抜粋）

- ・耐震対策に関する現況
- ・耐震対策の実施見込み
- ・改善措置
  - 維持管理方法の改善  
ex. 破損箇所の把握、家具什器の固定による人的被害の防止など
  - 活用方法の改善  
ex. 立入禁止、公開制限、案内付き公開など
  - 公開範囲や避難経路等を示す図面の作成、掲示
  - 防災設備、体制の改善  
ex. 危険性明示の看板、放送・警報設備等の充実、誘導員の配置、避難訓練の実施など
- ・地震時の対処方針  
ex. 避難誘導、破損拡大防止措置など

なお、国指定等文化財の文化財所有者等には、法で規定する「文化財保存活用計画」に「防災・防犯に関する事項」を記載することが求められている。

#### 5 文化財被災予防措置及び事業の実施

文化財所有者等、特に指定文化財所有者等は、市町や地域住民とともに、前項の防災計画

に基づき、補助金等を活用しながら被災予防事業に取り組むことが望ましい。

#### (1) 文化財所有者等（防災責任者）を中心とした防災体制、災害発生時における連絡体制の整備

防災に協力する者を募り、編成、役割分担を整理するとともに、災害発生時の連絡系統、連絡方法を確認し、共有する。体制を構成する者は、感染症対策等必要な配慮を行った上で、定期的に集合し、情報を再確認することが望ましい。

#### (2) 避難計画の策定等のソフト面の措置

文化財所有者等は、災害発生時の対応に必要な資材の保管場所や使用方法、動産文化財や文化財の観覧、参観等を目的とした不定期の来訪者（以下「観覧者等」という。）の避難場所、避難経路、避難手順、役割分担を明記した計画書（以下「避難計画」という。）をあらかじめ策定し、前項で示した防災体制の構成員全員が情報を共有することが望ましい。

文化財を公開する施設等では、動産文化財の避難計画とともに、観覧者等の安全に配慮した公開方法を検討し、観覧者等の避難計画を策定の上、避難上の必要事項を観覧者等にあらかじめ明示する必要がある。

##### ア 避難計画等の実効性の確認、訓練

避難計画を策定した後、防災体制の構成員全員が情報を共有した上で、消防訓練、避難訓練及び図上演習等を実施することが望ましい。

訓練の際には、通報手順、観覧者等の避難誘導や防災設備の点検、操作手順の確認を行う。訓練には、可能な限り消防署を始め市町等の関係機関や自主防災組織、地域住民の参加を促すように配慮する。

##### イ 災害復旧に必要な情報の整備

前出3（15ページ）で示した資料台帳等の整備、デジタルデータ化に努める。

#### (3) 防災設備の整備等のハード面の措置

動産文化財は、文化庁「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/bunkazai\\_bosai.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/bunkazai_bosai.html)）などを参照しつつ、適正な床面積を有する防火性能、防犯性能、耐震性能に優れた施設に収蔵し、箱その他の容器への収納保管など適正な環境で保管することが望ましい。博物館等に寄託することも有効な方法の一つである。また、施設に収蔵するに当たって、転倒防止のための支持具等の設置や懐中電灯等の非常用照明器具の常備などの配慮をすることが望ましい。信仰その他社会生活上の要求により伝統的な保管方法を採らざるを得ない場合は、周囲に防犯カメラ、火災報知器、消火器その他の防災設備を設置し、安置する環境の防災性の向上に努めることが望ましい。

建造物等不動産文化財についても防犯カメラ、火災報知器、消火装置その他の防災設備を設置することが望ましい。

また、前項の避難計画で定めた災害発生時の対応に必要な資材の準備及び保管場所の整

備も必要である。

**【防災設備の設置等に必要の手続等】**

ハード面の措置，特に防災設備の設置を行うに当たり，国指定等文化財の場合，文化庁長官宛てに現状変更許可申請が必要となることがある（法第43条，64条，125条）。県指定文化財の場合は，県教育委員会教育長宛てに現状変更許可申請が必要となる（保護条例第16条，40条）。

現状変更に係る許可申請は，指定文化財所有者等が市町を通じて文化庁長官又は県教育委員会教育長へ提出し，国指定等文化財の場合は，県教委が文化庁長官宛てに進達する（43～45ページ）。

**ア 気象災害に係る措置**

気象災害には，警報その他の気象情報によって事前の予測ができるものが多い。そのため，前出第2項（13～15ページ）に示す文化財被災リスクの把握を十分に行った上で，それを踏まえた対策を行うことができる。特に台風や強風被害は，被災予防対策を実施することで，被害を一定程度抑えることができる。

文化財所有者等は，文化財の公開に際して，観覧者等の安全に配慮した公開方法を検討し，災害発生時に崩落等によって観覧者等に危険が及ぶおそれがある箇所については，必要に応じて立入りや接近をあらかじめ制限しておく必要がある。

**○不動産文化財**

過去の災害経験や日常点検によって劣化等が確認された箇所について，事前に修理・補強等の対策を講じておく必要がある。

**建造物**

- \*大雨等による浸水を防止するため，屋根や壁面を点検し，浸水する可能性がある箇所については，シート等で覆うなど事前の措置を講じる。
- \*大雨等による電気設備の漏電や落雷等による火災に備え，自動火災報知設備，消火設備，避雷設備等の総合的な防災設備を整備しておく必要がある。  
なお，これらの設備については，日常点検や操作手順の確認を定期的実施することが望ましい。
- \*建造物の敷地等の雨水等を円滑に排水できるように，建造物の雨樋の枯れ葉や排水溝の堆積土などは日頃から清掃を行い，十分な排水性能を確保しておく必要がある。浸水時に被害を軽減できるように，土のうや止水板をあらかじめ用意し，事前に作業手順を確認しておくことも有効である。
- \*建造物周辺の樹木等についても日頃から点検を行い，倒木のおそれを検知した場合は，伐採，支柱や添え木等による補強などの対策を講じることが必要である。このほか，周辺環境に対する日常の点検が重要である。

**史跡等**

- \*大雨等によって崩落する可能性が高い法面や，石垣・石積み等に異常な膨らみが見られる場合には，必要に応じて観覧者等の立入りや接近の制限を行う



とともに、シート等によって雨水の流入を防止し、史跡の保護を図る必要がある。

- \* 建造物と同様、指定地内等の雨水等を円滑に排水できるように、日頃から排水溝の清掃を行い、十分な排水性能を確保しておく必要がある。浸水時に被害を軽減できるように、土のうや止水板をあらかじめ用意し、事前に作業手順の確認や訓練を行っておくことも有効である。
- \* 大雨や強風により倒木のおそれがある樹木については、支柱や添え木等で事前に補強するなどの対策を講じることが有効である。

#### ○動産文化財

- \* 収蔵庫等の保管施設や展示施設の防災設備を整備する必要がある。漏水や浸水のみでなく漏電や落雷等による火災にも備え、保管施設・展示施設にも自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等を設置する必要がある。
- \* 個人所有等の文化財で保管環境に不安がある場合は、防災設備が整備された博物館や美術館への寄託等の方法も含めて、あらかじめ県教委や市町と協議、検討しておくことが望ましい。
- \* 浸水に備え、平時から床に直接又は床近くに保管せずに棚等で管理するよう心がけ、水損のおそれのあるものは上階に移すなど、被害を軽減するための措置を講じることが望ましい。現状で保管場所が地下にある場合は、万一の際の浸水リスクを確認し、その結果に基づいて保管状況の改善を図る。また、漏水にも備え、日頃から雨天時に点検し、漏水のおそれがある場合には動産文化財にシートを掛けるなど必要な対策を講じる。

#### イ 地震災害に係る措置

地震の予測は困難であるが、その対策としては、他の災害に対するものと共通する事項のほか、次のような措置を行う必要がある。

##### ○ 建造物や収蔵施設に対する耐震補強の実施

前項で示す耐震診断の結果を受けて策定した対処方針に基づき、耐震補強工事を実施する。

##### ○ 転落防止その他の予防措置の実施

動産文化財では、地震動による収納棚等からの落下を防ぐため、棚等への転落防止網その他の装置を設置する。

#### ウ 火災に係る措置

- 文化財の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じた防災設備の設置
- 消防署等と連携し、防災設備の定期的な点検
- 「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等が示す基準に基づく防火対策の実施。

建造物等の有形文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイド

ライン」 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501\\_07.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501_07.pdf)。以下「防火対策ガイドライン」という。)に基づく点検結果と建築基準法や消防法などの関係法令を踏まえて、それぞれの文化財の特性に応じて防災設備の設置等個別の防火対策を検討・実施する必要がある。また、設置した防災設備については、消防署等と連携して、定期的な点検を実施する必要がある。

防火対策ガイドラインには、文化財所有者等が建造物の燃焼特性（脆弱性）を理解するための防火管理体制や、日常管理体制における火災予防、各種設備の在り方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方が示されている。

訓練については、文化財等における防火訓練の実施方法を具体化した「**国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル**」（令和2年3月。消防庁 [<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-5.html>]）が作成されており、このマニュアルを参照しつつ、整備した各種設備を用いた防火訓練を実施する必要がある。

加えて、放火に対しては、防犯カメラ、赤外線センサー、警報機、フラッシュライトその他の装置（以下「防犯カメラ等」という。）の効果的な位置への設置も検討する必要がある。

なお、動産文化財については、前記「防火対策ガイドライン」のほか、博物館等を主たる対象とする「**国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン**」（[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/\\_icsFiles/afieldfile/2019/09/02/a1420851\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2019/09/02/a1420851_03.pdf)）を参考にして対策を立案することが有効である。

## エ 盗難等に係る措置

- 防犯設備の設置や適切な機能を有する収蔵庫その他保管場所の検討
- 文化財やその周辺の状況の定期的な見回り
- 文化財所有者等や地域住民、市町、県教委、所轄警察署等との連携

文化財の盗難等のリスクが高いと考えられる場合は、早急に防犯対策を講じる必要がある。例えば、前項で示した防犯カメラ等の効果的な位置への設置は、盗難等に対しても有効な抑止策となる。外部からの侵入等に備えて、警備会社と契約して機械警備を導入することも有効である。

文化財が屋内に保管されている場合は、部屋の出入り口や保管庫・展示ケース等に施錠する必要がある。使用する鍵も、ピッキングに強い構造のものを採用することが望ましい。また、人の出入りが少ない場所に文化財がある場合は、文化財所有者等、管理者、地域住民による定期的な見回りを行うことが、盗難等や落書き等汚損に対する抑止力となるほか、万が一被害に遭った場合にも、早期の発見・対応につながる。

山中や湿地等の天然記念物指定地などでは、防犯カメラの設置等の対策を講じることは難しいが、柵を設けたり、定期的に見回りを行ったりすることが有効である。こうし

た防犯対策については、可能な限り地元警察と相談しながら行うことが望ましい。

地域に根差し、生活の身近に存在する石像なども、近年では盗難の対象となる場合がある。信仰の対象であるため、むやみに疑うことはできないが、参拝者がいれば挨拶をするなどといった習慣も抑止策として有効である。

このほか、予防措置の一例として、防犯環境が整わない過疎地の寺社等において、文化財は博物館等に寄託し、堂内には複製を安置し、盗難等被害防止につなげる活動を行っている事例がある。

## 第2節 市町による被災予防対策

- 文化財所有者等及び地域住民に対する専門的見地による助言
- 文化財所在情報及び被災リスク情報の把握、整理
- 文化財防災に関する啓発
- 文化財被災予防措置に対する補助
- 大規模災害に備えた体制の構築

### 1 文化財所有者等及び地域住民に対する専門的見地による助言

市町は、国（文化庁）や県教委が主催する各種研修会等に参加することで、自らの防災意識及び知識の向上に努め、その知識を基に、文化財所有者等及び地域住民に対して専門的見地による助言を行う必要がある。

### 2 文化財所在情報及び被災リスク情報の把握、整理

#### (1) 市町域内に所在する文化財一覧の作成及び県教委との共有

市町は、災害発生時に迅速に文化財の被災状況が確認できるよう、指定、未指定の別に拘らず、日頃から管内の文化財の所在情報を正確に把握し、国指定（登録）、県指定、市町指定及び未指定の別に文化財一覧を作成し、デジタル技術を活用して、県教委と共有する必要がある。

また、文化財所有者等や地域の文化財保護指導委員\*と協力し、文化財の定期点検を実施することも有効である。文化財やその周辺環境、保管環境に異常がないかを確認し、不安な点があれば改善を図る必要がある。

\*文化財保護指導委員 市町教育委員会が置くことができる非常勤職（法第191条）。文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うことを任務とする。

#### (2) 最低1回／年の指定等文化財の現物確認その他の手段によるリスクの把握

文化財所有者等や地域住民とのコミュニケーション、文化財保護指導委員による報告等の手段により、最低年1回程度、文化財の管理状況を確認し、防災その他に係る問題の把握に努める必要がある。

### 3 文化財防災に関する啓発

市町は、文化財防災に関する啓発をとおして、文化財所有者等の防災意識の向上を図る必要がある。「文化財防火デー」（毎年1月26日）に合わせた消防訓練や防災訓練の実施など、

地域住民を巻き込んだ文化財に対する防災意識の向上を図ることなどが有効である。

#### 4 文化財被災予防措置に対する補助

市町は、文化財等所有者、特に指定文化財所有者等による前節第5項（16～21ページ）に示す文化財被災予防措置の実施に当たり、県教委と連携して、次節で示す各種補助事業及び助成事業並びに各市町独自の補助事業及び助成事業を活用できるよう努める必要がある

また、「広島県地域防災計画」の定めるところにより、文化財保護のための施設・設備について、県教委と連携して、文化財所有者等に対し、特に施設等の耐震化の促進に向けて支援する必要がある。

#### 5 大規模災害に備えた体制の構築

大規模災害が発生した場合、復旧期から復興期にかけて、長期間に渡り大小の公共事業や個人住宅等の建設が断続的に実施されることが予想され、特に埋蔵文化財調査に係る体制の早急な整備が求められることが予想される。大規模災害発生時には、日頃の文化財保護の取組や、関係部局等との連携の成果が、復旧事業の進捗に多大な影響を及ぼすことが明らかになっており、市町は、平時から災害時を見越した取組や連携を行っておく必要がある（46ページ）。

また、災害発生時の文化財の救出に係る実務の拠点が市町博物館等になることも想定されることから、市町は、これらの施設との連携の在り方を中心に、災害発生時における関係機関の役割を明確化するとともに、被災文化財の搬送、保管場所をあらかじめ定めておく等、平時から関係機関、関係団体等と必要な情報共有を図る必要がある。

災害発生後、被災文化財の救出に充てられる経費の調達には直ちには不可能であり、文化財の救出に使用する資材や人員の調達は困難であることから、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（以下「文化財防災センター」という。）の「文化財防災マニュアル」（<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2019/06/manual.html>）や一般社団法人全国美術館会議（以下「全国美術館会議」という。）の「災害時における対応方法 緊急調査・応急処置用資材リスト」（[https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio\\_hoho/index.html](https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/index.html)）等の例を参照しつつ災害発生時に使用する資材を備蓄しておくことも検討する必要がある。

### 第3節 県教委による被災予防対策

- 市町等に対する専門的見地による助言
- 文化財所在情報及び被災リスク情報の把握、整理
- 文化財防災に関する啓発
- 文化財被災予防措置に対する補助
- 大規模災害に備えた広域連携体制整備の検討

#### 1 市町等に対する専門的見地による助言

県教委は、国（文化庁）や文化財防災センター等が主催する各種研修会に参加することで、自らの防災意識、知識及び技能の向上に努め、その知識を基に市町及び文化財所有者

等に対して、文化財の被災軽減、応急処置及び保全等について専門的見地による助言を行う必要がある。

## 2 文化財所在情報及び被災リスク情報の把握、整理

県教委は、災害発生時に迅速に文化財の被災状況が確認できるよう、市町を通して、県内の文化財の正確な所在情報の把握に努め、市町が作成した文化財一覧（21ページ）を、デジタル技術を活用して、市町と共有する必要がある。また、国指定等及び県指定文化財については市町の協力を得て県教委が管理台帳を作成し、市町と共有、文化財の管理に関する情報や被災リスク等の把握に努める必要がある。

また、市町による文化財の定期点検、不安な点の改善を促す必要がある。

## 3 文化財防災に関する啓発

県教委は、各種研修会の開催等、文化財防災に関する啓発をとおして、市町及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供する必要がある。

また、「広島県地域防災計画」の定めるところにより、県民に対し、文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る必要がある。

## 4 文化財被災予防措置に対する補助

県教委は、指定文化財所有者等が前出第1節第5項（16～21ページ）に示す予防措置を実施するに当たり、市町と連携して各種補助事業や助成事業を活用できるよう努める必要がある。特に、文化財保護のための施設等の耐震化については、「広島県地域防災計画」の定めるところにより、市町と連携して、その促進に向けて支援する必要がある。

表2.3.1 被災予防措置に対する国庫補助、県費補助

補助事業名	事業者	対象
国庫補助事業		
重要文化財等防災施設整備事業費補助金	所有者又は管理団体 （重要文化的景観）地方公共団体 （歴史の道）地方公共団体	重要文化財（建造物・美術工芸品）、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、歴史の道等
県費補助事業		
文化財保存事業費補助金	所有者・管理者	国指定文化財（随伴補助に限る） 国登録文化財（随伴補助に限る） 県指定文化財
文化財管理事業費補助金	所有者・管理者	国指定文化財

※そのほか事業内容によっては、以下の補助事業を利用できる場合がある。

- ・重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業・登録有形文化財建造物修理等事業
- ・重要文化財等（美術工芸品・民俗文化財）保存活用整備事業・重要有形民俗文化財修理・防災事業
- ・民俗文化財伝承・活用等事業・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

・地域の特色ある埋蔵文化財活用事業・文化的景観保護推進事業

※各事業詳細は要項、要領等を参照すること。

前出第2項の文化財所在情報のデジタルデータ化については、「地域文化デジタル化事業」として総務省が推進しており、地域の美術館・博物館・伝統工芸館・郷土資料館等に所蔵されている文化財等や地方公共団体が有する文化財、地域文化に関する資料等（美術品・埋蔵文化財・祭り・伝統舞踊など）をデジタルデータ化する経費については、地方交付税措置が講じられている。

## 5 大規模災害に備えた広域連携体制整備の検討

県教委は、市町と連携して、災害、特に大規模災害に当たって、博物館等とともに、官民相互の恒久的な連携体制の構築を検討する必要がある（32ページ。図4.3.1）

また、前出（22ページ）文化財防災センター「文化財防災マニュアル」や全国美術館会議「災害時における対応方法 緊急調査・応急処置用資材リスト」等の例を参照した救出資材の備蓄を市町より大量に行うことを検討することを始め、以下に示す取組を行うとともに、災害発生時のボランティアの募集方法について、市町と協議を行うことが望ましい。

- 災害発生時の文化財レスキュー活動における実務の拠点が博物館等になることも想定されることから、本県は、これらの施設との連携の在り方を中心に、災害発生時における関係機関の役割を明確化するとともに、被災文化財の搬送方法、保管場所をあらかじめ定めておく等、平時から関係機関、関係団体等と必要な情報共有を図る。
- 「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」（33ページ）に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、他縣市と必要な情報を共有するとともに、カウンターパートである愛媛県及び広島市と合同の防災訓練を必要に応じて実施する。
- 博物館等は災害復旧事業に備えた資材の準備、備蓄、図上演習等に取り組むことが望ましい。
- 本県として既存の文化財保護団体や機関の連絡先（緊急時連絡先）の情報共有を図る。
- 大規模災害発生に備え、文化財レスキューに用いる諸資材の備蓄に努める。

## 第3章 災害発生時の対応

### 第1節 災害発生が予見される場合の対応

気象警報その他により気象災害等の発生が予想される場合、次の対応をとる。

#### 1 文化財所有者等

- 自らの生命の安全を優先し、避難準備を行う。
- 状況が許せば、防災計画や避難計画による文化財の避難準備を行う。

文化財所有者等は、あらかじめ策定した避難計画（17ページ）に基づき行動する。文化財を公開している施設等は、市町、県教委の助言を受け、公開を一時中断するなどの措置を図るとともに、避難計画（17ページ）に基づき、被害を最小限にするための措置を図る。

また、浸水が予想される場合は、必要に応じ土のうや止水板を設置することが有効である。

#### 2 市町

市町は、県教委と連携して、文化財所有者等に自らの安全確保を注意喚起するとともに、災害が発生し文化財が被災した場合の市町への報告を指導する。

#### 3 県教委

県教委は、市町をとおして、文化財所有者等に自らの安全確保を注意喚起するとともに、市町に対し、文化財が被災した場合は「聴取事項整理票（災害）」（26ページ。図3.2.1）及び文化財防災センターが示す様式（30ページ 図4.3.1。以下「被害概要表」という。）による報告を指導する。

### 第2節 災害発生時の対応

災害が発生したときは人命第一で行動する。

#### 1 文化財所有者等

- 速やかに避難し、自らの安全を確保する。
- 最寄りの警察、消防に速やかに連絡する。
- 状況が許せば、防災計画や避難計画に基づいて文化財の安全の確保を図る。

文化財を公開している施設等は、あらかじめ策定した観覧者等の避難計画（17ページ）に基づき、観覧者等に避難を呼びかけ、安全な避難場所へ誘導し安全確保を図る必要がある。また、状況が許せば、あらかじめ策定した文化財の避難計画（17ページ）に基づいて動産文化財の安全確保を図ることが望ましい。

放火、失火その他の要因による火災の場合は、初期消火等を含め、おおむね次に示す行動が想定される。

- 早期発見・早期通報
  - ・自動火災報知設備や電話等により迅速に消防署や関係機関に通報を行う。
- 初期消火
  - ・消火器等による初期消火を行う。
- 延焼防止

- ・自衛消防組織や関係機関と協力して、ドレンチャー、消火栓、放水銃等により近隣火災からの延焼を防止する。

- 避難
- 報告

## 2 市町

市町職員は、それぞれの市町で定められている参集条件に基づいて行動する。

## 3 県教委

県教委職員は広島県災害対策運営要領に基づいて行動する。

情報収集は次の「聴取事項整理票（災害等）」及び「被害概要表」（30ページ図4.2.1）により行い、文化財防災センターと情報を共有する。

聴取事項整理票（災害等）	
※聴取日時 令和 年 月 日 時 分 □電話 □メール □来庁	
※ 聴 取 者 （ 受 ）	広島県教育委員会文化財課 係 氏名
報 告 者 （ 発 ）	所属・職 氏名
文 化 財 の 指 定 種 別	(国・県) 指定 指定種別
文 化 財 の 名 称	
文 化 財 の 所 在 地	
被 害 の 概 要	
原 因 ・ 背 景 等	
確 認 後 の 対 応	
今 後 の 予 定	(毀損届の提出や文化財課との協議希望等があれば記入してください)
※文化財課の対応	

※印がついている箇所は文化財課で記入しますので記入は不要です

図3.2.1 聴取事項整理票（災害）



## 第4章 災害発生後の応急対応

本章における応急対応は、おおむね災害発生後10日以内を目安とする（35ページ）。

表4.0.1 災害発生後の文化財所有者等、市町及び県教委の役割

文化財所有者等	○文化財の被災状況の確認 ○文化財の被災状況の市町への報告等 ○文化財の救出又は応急的な保護措置の実施
市町	○文化財の被災状況の取りまとめ ○文化財の被災状況の確認、調査 ○文化財の被災状況の県教委への報告 ○文化財の応急的な保護措置の検討、支援又は実施
県教委	○文化財の被災状況の取りまとめ ○文化財の被災状況に関する国その他の機関への報告、情報共有 ○文化財の応急的な保護措置の検討、支援又は実施 ○大規模災害発生時の広域連携

### 第1節 文化財所有者等の対応

- 文化財の被災状況の確認
- 文化財の被災状況の市町への報告等
- 文化財の救出又は応急的な保護措置の実施

#### 1 文化財の被災状況の確認

文化財所有者等、特に指定文化財所有者等は、文化財が被災した事実を認識した場合は、市町と連携して被災状況を確認する必要がある（29ページ）。

大規模災害の発生時等、文化財の被災状況を詳細に確認する余裕がない場合は、自らの安全の確保、生活の安定を優先し、市町に被災の事実を報告した上で、市町と相談して、後日詳細な確認を行う。

#### 2 文化財の被災状況の市町への報告

文化財所有者等は、文化財が被災した事実を認識した場合及び上記被災状況の確認が終了した場合、市町に文化財が被災した事実及び被災状況を報告する。文化財の被災状況を詳細に確認する余裕がない場合は、被災の事実の報告を行い、後日、被災状況の報告を行う。

国指定等又は県指定文化財の文化財所有者等は、前項被災状況の確認が終了した後、市町を経由して、法又は保護条例の規定により、滅失届又はき損届を国又は県教委に届け出る（35ページ）。

#### 3 文化財の救出、応急的な保護措置の実施

文化財所有者等は、状況の許す限り、市町と連携して、あらかじめ策定した防災計画（16ページ）に基づいて、文化財の救出措置や応急的な保護措置を行う。文化財の被害が甚大な場合など、的確な文化財の救出措置や応急的な保護措置を行う余裕がない場合は、速やかに市町に相談し、県教委や関係団体との連携を検討する必要がある。

## (1) 気象災害及び地震災害に係る応急的な保護措置

### ア 不動産文化財

被害の拡大を防止するため、毀損箇所をシート等で覆うなどの応急措置を行う必要がある。破損した部材は、散逸しないよう保全措置を講じる必要がある。史跡・名勝等の文化財で土地の崩落や倒木等が発生した場合は、二次被害を防ぐために土のう積みによる保護や倒木の伐採など、被害の拡大を防止するための応急措置を行うが、その際には、市町や県教委と相談しながら、文化財的価値が損なわれないよう十分に留意する必要がある。

### イ 動産文化財

災害の危険が去った後、速やかに文化財の数量の点検や毀損の有無の確認などを行い、必要に応じて、文化財の救出措置や応急的な保護措置を講じる必要がある。

被災文化財の取扱には十分な注意を払う必要があるため、文化庁「文化財防災ウィール」([https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio\\_hoho/pdf/jyoho\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/pdf/jyoho_03.pdf))等を参照して現状の保全を可能な限り図った上で、市町を通じて県教委や関係団体に連絡し(32ページ)、協議を行い、専門家の指導を仰ぎながらその保存・修理について検討を行うことが望ましい。文書の水損等が判明した場合は、市町をとおして広島県立文書館へレスキューを要請し、関係機関や団体と連携して救出活動を行うことができる。

なお、上記検討を行うに当たっては、文化財防災センターが公開する「文化財防災マニュアル」(<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2019/06/manual.html>)で示される次の動画、マニュアルを参照することが有効である。

- 被災自然史標本の処置例と減災対策(令和元年度制作)  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/480>  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/479>
- 被災民俗資料のクリーニング処置例〈地震災害〉・〈水害〉編(平成30年度制作)  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/482>  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/481>
- 汚損紙資料のクリーニング処置例(平成29年度制作)  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/472>  
<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video/item/483>

## (2) 火災に係る応急的な保護措置

鎮火後、被災文化財の取扱に十分な注意を払い、現状の保全を可能な限り図った上で、市町を介して県教委や関係団体と連携し(32ページ)、協議を行い、専門家の指導を仰ぎながらその保存・修理について検討を行うことが望ましい。

## (3) 盗難等に係る応急的な保護措置

盗難等や汚損(落書き・油等散布)等被害を確認した場合、未遂であっても、直ちに警察に通報する。同時に市町を経由して県教委に報告する必要がある。

盗難等の場合、県外あるいは国外へ流出するおそれがあるため、被害確認後、関係機関と画像その他資料台帳に記載の情報を速やかに共有することが望ましい。

## 第2節 市町の対応

- 文化財の被災状況の取りまとめ
- 文化財の被災状況の確認、調査
- 文化財の被災状況の県教委への報告
- 文化財の応急的な保護措置の検討、支援又は実施

### 1 文化財の被災状況の取りまとめ

市町は、あらかじめ作成した文化財一覧（21ページ）を基に、文化財所有者等による文化財の被災状況の報告（27ページ）を速やかに取りまとめる必要がある。文化財担当者を含む当該市町職員が被災者対応に追われ、文化財の被災状況の取りまとめを行うことができない場合は、県教委に支援を要請する。

### 2 文化財の被災状況の確認、調査

市町は前項で取りまとめた結果を基に、次に示す情報を始めとする文化財の被災状況に関する具体的な情報を確認し、調査する。特に、文化財所有者等が個人の場合、文化財所有者等では文化財の被災状況を確認する余裕がないこともあるため、市町は、文化財所有者等と協力して可能な限り速やかに被災状況を確認する必要がある。

被災状況の具体的な情報の例

- 被災文化財の所在地その他を示す図
- 被災箇所の写真
- 被災箇所を示す図
- 被災内容（斜面崩落、欠損、土砂流入、水没等）
- 規模（幅、延長等）
- 被災の程度（滅失、重度、軽微等）
- その他必要な情報

文化財担当者を含む当該市町職員が被災者対応に追われ、文化財の被災状況の確認を行うことができない場合は、県教委に被災状況の確認の支援を要請し、その実施に可能な限り協力する。ただし、県教委で確認を実施した場合には見落としが生じる可能性があるため、管内の文化財を熟知した当該市町の担当者が事後に改めて確認することが望ましい。

また、市町職員や県教委職員に代わり、国立文化財機構文化財防災センターを中心とするチームが車両等を用いて被災地域をまわり、被害状況を把握して、悉皆的な被害状況調査の要否を確認することもあるため、状況により、県教委をとおして国立文化財機構文化財防災センターに連絡することも必要である。この場合も見落としが生じる可能性もあるので、管内の文化財を熟知した市町が事後に改めて確認することが望ましい。

#### 調査時の留意点

文化財の被災状況の調査に当たっては、文化財所有者等と早急に連絡を取り、文化財を救出することを目的として、適切な保護措置を図る。被災文化財を確認した際には、破損した

文化財を安易に移動・廃棄することなく、被災状況を確認後、専門家の指導・助言を受け、保管・移動の可否を判断する必要がある。復旧の着手には時間がかかることがあるため、文化財としての価値に配慮しながら適切な保管場所を確保することが望ましい。

地震により建造物が被害を受けた場合、市町による「地震被災後の建築物の被害調査」が終了し、被害判定がなされた後に被災状況の調査に着手する。その際、「危険」「要注意」と判断が示された建造物等については崩落の危険があるため、調査を一旦は中断するなど、自らの安全を確保する判断も必要である。

被害程度等被災状況の判断ができない場合は、ヘリテージマネージャー（歴史・文化遺産の保全活用の手法を習得した建築士）等、専門家の指導・助言を受けながら、被災状況の把握を進めることが有効である。

被災した建造物内に文化財がある場合には、関係団体と連携し、文化財を保護する必要がある。被災状況の調査において文化財への被害を確認した場合は、専門家の指導・助言を受け移動・一時保管を行うことが望ましい。

### 3 文化財の被災状況の県教委への報告

市町は、前項の確認、調査の結果に基づき、文化財の被災状況、特に国指定及び県指定文化財の被災状況について、あらかじめ県教委が示す「聴取事項整理票（災害）」（26ページ）及び「被害概要表」（図4.3.1）により県教委に報告する。「聴取事項整理票（災害）」による報告には前項で示した具体的な情報を添付し、県と情報を共有する必要がある。なお、災害の発生直後で詳細が判明していない場合でも、詳細の判明まで待たず、まずは第一報を行った後、順次追加報告を行うことが望ましい。

〇〇〇〇に係る文化財の被災状況について（被害概要）  
【概要：物的被害、文化財等】

令和〇年 月 日 ●●時●●分現在

施設種別(件)															合計	世界遺産	日本遺産	歴史の道
国定(建造物)	重要文化財(建造物)	重要有形文化財(建造物)	国定(美術工芸品)	重要文化財(美術工芸品)	重要有形文化財(美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別天然記念物	天然記念物	文化財登録	登録記念物	伝統的建造物群				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：千円

都道府県名	市町村名	被害物件	種別	世界遺産 日本遺産 歴史の道	被害状況	被災度 区分	被害態 (概要)	現在の対応状況	国庫補助費等の 有無	助事業費	補助額	補助事業 実施時期

※被害物件、市町村名にはフリガナを添付ください。  
※被害は、文化財の指定・登録ごとにおおげでください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村欄に住所を記載してください。  
※被害物件が国庫に指定等（国庫の所有）されている場合は、各種欄ごとに併記してください。  
※世界遺産については国庫に直接貢献する際に被害がある場合のみ「世界遺産」を選択すること。

図4.3.1 文化財防災センターへの報告様式（「被害概要表」）

**4 文化財の救出，応急的な保護措置の検討，支援又は実施**

市町は、指定等文化財の被災状況の確認後、毀損した文化財の部材等が破棄されないよう、速やかに現地において保存の措置を図る。被災で毀損が確認された文化財については速やかに現状保全を図り、事態が落ち着いた後、次章で述べる修理又は復旧に備える。なお、修理又は復旧に当たっては、激甚災害指定による補助率の嵩上げ措置などが講じられることがあることから、市町は災害復旧に伴う補助金等の条件をしっかりと押さえた上で、県と連絡を密に取り、復旧計画を立案する必要がある。

被災文化財の取扱には、十分な注意を払う必要があるため、現状の保全を可能な限り図った上で、県教委や関係団体と協議を行い、専門家の指導を仰ぎながらその保存・修理について検討を行うことが望ましい。

**第3節 県教委の対応**

- 文化財の被災状況の取りまとめ
- 文化財の被災状況に関する国その他の機関への報告，情報共有
- 文化財の救出，応急的な保護措置の検討，支援又は実施
- 大規模災害発生時の広域連携

**1 文化財の被災状況の取りまとめ**

県教委は、文化財の被災状況に係る市町の報告（30ページ），特に国指定等及び県指定文化財の被災状況に関する情報の速やかな取りまとめに努める。

大規模災害が発生した場合、発災後しばらくの間、文化財担当者を含む当該市町職員が被災者対応に追われ、文化財の被災状況の確認を行うことができないことが想定されるため、県教委が、県教委と市町が共有する文化財一覧（23ページ）に基づいて、国指定等及び県指定文化財等について、被災状況の確認，調査（29ページ）を行うことを検討する。ただし、県教委が確認を実施した場合は見落としが生じる可能性があるため、管内の文化財を熟知した当該地市町の担当者が事後に改めて確認するよう助言する。

**2 文化財の被災状況に関する国その他の機関への報告，情報共有**

県教委は、前項による文化財の被災状況の取りまとめの後、「広島県地域防災計画」によって危機管理監又は災害対策本部に速やかに報告するとともに、国指定等文化財に関しては国（文化庁）に速やかに報告する。また、「聴取事項整理票（災害）」（26ページ図3.2.1）及び「被害概要表」により市町から報告を受け、取りまとめた文化財の被災状況に関する情報を文化財防災センターと共有する。

**3 文化財の救出，応急的な保護措置の検討，支援又は実施**

県教委は、市町と連携して、文化財の応急的な保護措置等について、市町及び文化財所有者等への助言及び技術的支援を行う。

特に、指定等文化財の被災状況を確認した後、毀損した文化財の部材等が破棄されないよう、市町と連携して、速やかに現地において保存の措置や現状保全を図り、事態が落ち着いた

た後に行われる修理又は復旧（35ページ）に備える。

#### 4 大規模災害発生時の広域連携

県教委は、災害、特に大規模災害発生時に、第2章で示す大規模災害に係る広域連携体制（24ページ）が実効性を持つよう、表4.3.1に示す各連携先との情報共有、連携調整に当たる。

表4.3.1 被災後の連携先として想定される関係団体

名 称	住所等
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	奈良市二条町二丁目9-1 電話 0742-31-9056 Mail info_bosai@nich.go.jp
広島大学文書館	東広島市鏡山一丁目1-1 電話 082-424-6050 Mail bunsyokan@office.hiroshima-u.ac.jp
広島県立文書館	広島市中区千田町三丁目7-47 電話 082-245-8444 Mail monjokan@pref.hiroshima.lg.jp
広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122 電話 0824-66-2881
広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4-1 電話 084-931-2513
広島県立美術館	広島市中区上幟町2-22 電話 082-221-6246
広島歴史資料ネットワーク (広島大学75年史編纂室内)	東広島市鏡山一丁目1-1 電話 082-424-5120 Mail ishidam@office.hiroshima-u.ac.jp
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会 (広島県立歴史民俗資料館内)	三次市小田幸町122 電話 0824-66-2881
広島県ヘリテージ協議会 (公益社団法人広島県建築士会)	広島市中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ5F 電話 082-244-6830 (代)

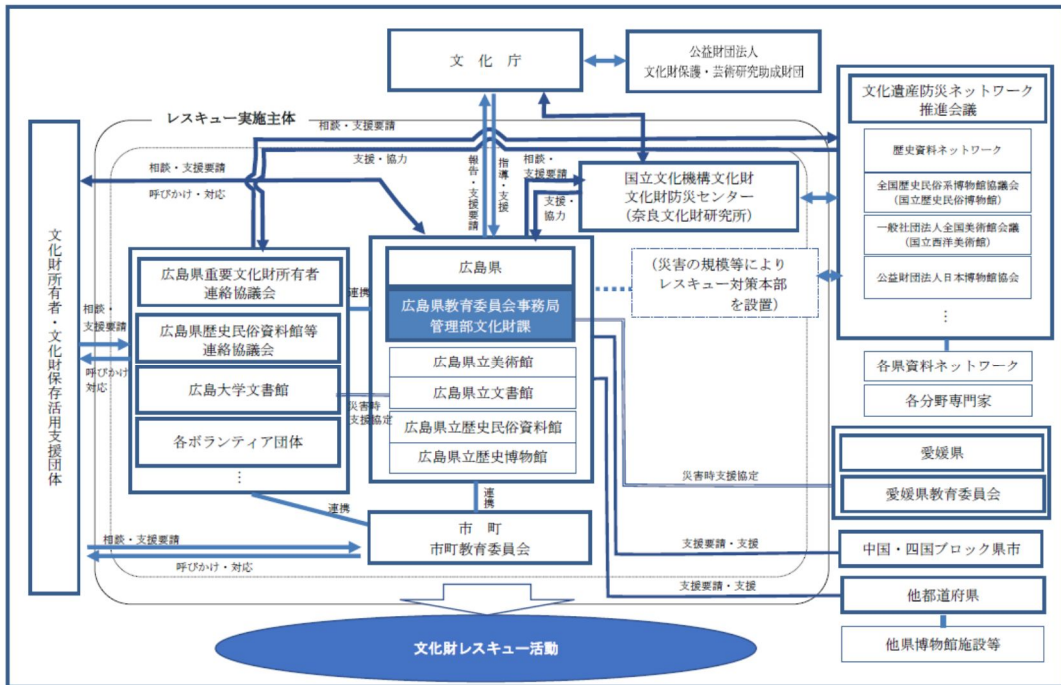


図 4.3.2 大規模災害発生時の文化財レスキューに係る体制（想定）

県教委は、大規模災害により、県教委及び市町の行政機能が著しく低下し、単独では十分に被災状況調査等が実施できない場合、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」で定めたカウンターパートである愛媛県及び他都道府県並びに文化庁及び文化財防災センターに対し、応援を要請することが有効である。

また、愛媛県及び他都道府県において同様の状況となり、応援の要請があった場合は、人的・物的支援をする。

なお、文化財の救出に取り組む場合、県教委は、文化財の救出と管理に加え、救出活動に加わる者の健康管理にも十分に留意し、必要により各分野の専門家の指導、助言を得よう努める必要がある。

【参考文献】文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン (<https://ch-drm.nich.go.jp/images/2020/09/guideline.pdf>)





## 第5章 文化財の被災後の対応

表5.0.1 被災文化財の取扱いに係る文化財所有者等，市町及び県教委の役割

文化財所有者等	○法令等に規定する指定等文化財に係る届出 ○被災文化財の修理又は復旧の計画，実施
市町	○文化財所有者等に対する支援 ○大規模災害発生時の各事業との調整 ○被災地における文化財保護の周知
県教委	○文化財所有者等及び市町に対する指導，助言，支援等 ○補助金等の交付

### 第1節 文化財所有者等の対応

- 法令等に規定する指定等文化財に係る届出
- 被災文化財の修理又は復旧の計画，実施

#### 1 法令等に規定する指定等文化財に係る届出

万が一，災害によって指定等文化財の滅失（焼失や盗難等で消滅した場合，生物にあっては死亡した場合）又は毀損（一部が破損した場合）等が生じた場合，指定文化財所有者等は法令等の規定による手続きが必要になる。

国指定又は登録文化財の滅失又は毀損の場合，法の規定に基づき，文化庁長官宛てに滅失届又はき損届の提出が必要になる（法第33条，61条，80条，120条，136条）。

県指定文化財の場合，県教育委員会教育長宛てに滅失届又はき損届の提出が必要である（保護条例第11条，32条，40条）。

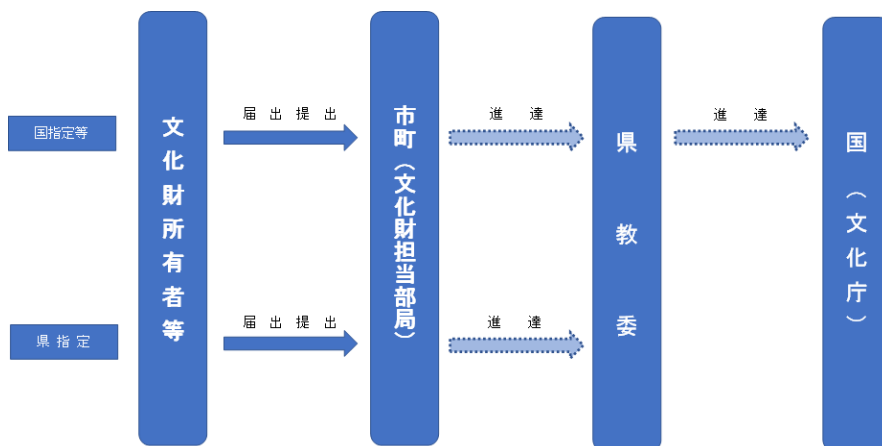


図 5.1.1 文化財の滅失届，き損届又は修理届提出の流れ

国指定等・県指定にかかわらず，大規模災害であって，速やかな届出が不可能な場合を除き，滅失・毀損の事実を知った日から10日以内に届出を行うことになっているため，注意が必要である。

また，国指定等文化財の毀損箇所の修理又は復旧を行う場合，文化庁長官宛てに修理届又

は復旧届の提出が必要となる（法第43条の2，127条）。県指定文化財の修理又は復旧を行う場合，県教育委員会教育長宛に修理届又は復旧届の提出が必要となる（保護条例第17条，40条）。いずれの場合も，修理又は復旧を行う日の30日前までには届出を行うことになっている。

なお，防災設備の整備など，ハード面の防災対策を行う場合には，国指定等文化財の場合，文化庁長官宛てに現状変更許可申請が必要になることがある（法第43条，64条，125条）。県指定文化財の場合は，県教育委員会教育長宛てに現状変更許可申請が必要になる（保護条例第16条，40条）。

以上の法的手続きに関する申請・届出のうち，国指定及び登録文化財については，文化財所有者等から市町を通じて県教委へ提出し，県教委から文化庁長官宛てに進達する。県指定文化財についても，市町を通じて県教委へ提出する。

【参考文献】

- 文化庁文化財部美術学芸課編『国宝・重要文化財（美術工芸品）所有者のための手続き』
- 文化庁文化財部美術学芸課編『文化財防犯の手引き』
- 公益財団法人全国国宝重要文化財所有者等連盟2014『文化財保存・管理ハンドブック〔三訂版〕』
- 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所2015『これからの文化財防災—災害への備え』

## 2 被災文化財の修理又は復旧の計画，実施

文化財所有者等は，引き続き文化財の救出，保護措置に取り組むとともに，速やかに被災文化財の修理又は復旧を計画し，国，県教委，市町の助言を受けた後，文化財として適切な手法により修理又は復旧を実施しなければならない。修理又は復旧を計画する際には，市町と連携を密に取りながら立案する必要がある。

修理又は復旧に当たって補助金等を活用しようとする場合は，県教委又は市町から災害復旧に伴う補助金等の情報を得た上で（37～40ページ），市町と連絡を密に取り，計画を立案する必要がある。

建造物の修理又は復旧の実施に当たって，指定文化財の場合は市町をとおして専門家に相談し，当該建造物が登録文化財，伝統的建造物群を構成する建造物又は未指定文化財の場合も，ヘリテージマネージャー等，文化財に関する一定の見識を有する者に設計を依頼することも検討する必要がある。

なお，修理又は復旧の着手には時間がかかることもあることから，専門家の指導・助言を受け，文化財としての価値に配慮しながら，応急的な保護措置の実施や適切な保管場所の確保を行い，移動・一時保管を行うなどした後，修理又は復旧の可否を判断することも必要である。

## 第2節 市町の対応

- 文化財所有者等に対する支援
- 大規模災害時の各事業との調整等
- 被災地における文化財保護の周知

### 1 文化財所有者等に対する支援

市町は、被災文化財の修理又は復旧に当たって、県教委と連携して、文化財所有者等の適切な計画立案及び実施に向けて、指導助言する必要がある。また、文化財の被災状況によっては、文化財所有者等と連携して、ボランティアの手配等、文化財の救出手段を講じる必要がある。前節で述べた適切な保管場所についても、場合によっては、市町が主体となって確保することが望ましい。

### 2 大規模災害発生時の各事業との調整

大規模災害が発生した場合、復旧期から復興期にかけ、長期間にわたる大小の公共事業や個人住宅等の建設が断続的に実施されることが予想され、特に埋蔵文化財調査に係る体制の早急な整備が求められることが予想される。市町は、公共事業の場合は、事業部局と計画段階から調整を十分に行うとともに、大規模な民間開発の場合は、庁内の関係部局と連携し、計画段階から情報を入手し、極力、現状保全ができるよう協議を行う必要がある。あわせて、県教委とも情報を共有し、必要に応じて国（文化庁）とも協議しながら、埋蔵文化財調査に対応できる体制の整備を図っていくことが重要である。大規模災害発生時には、日頃からの文化財保護の取組や、関係部局等との連携の成果が復旧事業の進捗に大きく影響を及ぼすことが明らかになっており、平時から災害時を見越した取組や連携を行っておくことが必要である。

### 3 被災地における文化財保護の周知

大規模災害が発生した場合、地域の生活再建が第一であるが、一方、生活再建が一定程度なされた後に文化財保護に取り組もうとしても、文化財の毀損が進んでしまい、地域の文化を伝える手段が失われてしまうおそれがある。また、前項で示した生活再建事業の前に行うべき埋蔵文化財調査についても、生活再建事業の早期達成を阻害する要因と捉えられかねない。

市町は、地域住民に対して平素から地域の文化財の大切さについて周知を図るとともに、災害発生後も、状況を見ながら、文化財復旧の早期着手、埋蔵文化財調査の必要性について、地域住民に説明するよう努める必要がある。

## 第3節 県教委の対応

- 文化財所有者等及び市町に対する指導、助言、支援等
- 補助金等の交付

### 1 文化財所有者等及び市町に対する指導、助言、支援等

修理又は復旧に当たって、県教委は、市町及び文化財所有者等と連携して、文化財所有者等の適切な計画立案及び実施に向けて、指導助言する必要がある。また、被災状況によっては、文化財所有者等と連携してボランティアの手配等、文化財の救出手段を講じる必要がある。第1節で述べた適切な保管場所についても、場合によっては、本県域で確保することが

望ましい。

## 2 補助金等の交付

被災文化財の修理又は復旧には国庫補助金や県費補助金を活用することができる場合があることから、県教委は、市町をとおして文化財所有者等に補助金等の活用を促し、交付することが望ましい。

### (1) 補助金等の種類

国（文化庁）及び県教委所管の災害復旧補助金は次表のとおりで、その補助率は次のとおりである。

○国庫補助事業	通常の補助率に20%加算（70～85%）
○県費補助事業 県指定文化財	50%以内
国指定等文化財への継足補助	国庫補助残の1／3以内

表5.3.1 被災文化財の取扱に係る国庫補助及び県費補助

令和2年3月現在補助事業名	事業者	対象
国庫補助事業		
重要文化財（建造物・美術工芸品） 修理，防災事業	所有者又は管理団体	重要文化財（建造物・美術工芸品）
登録有形文化財建造物修理等事業		登録有形文化財（建造物）
重要有形民俗文化財修理・防災事業		重要有形民俗文化財
歴史活き活き！史跡等総合活用整備 事業	所有者又は管理団体 （歴史の道）地方公 共団体	史跡，名勝，天然記念物，登録記念 物，歴史の道
文化的景観保護推進事業	地方公共団体	重要文化的景観
重要文化財等防災施設整備事業	所有者又は管理団体 （重要文化的景観） 地方公共団体 （歴史の道）地方公 共団体	重要文化財（建造物・美術工芸品）， 重要有形民俗文化財，史跡，名勝，天 然記念物，重要文化的景観，歴史の道 等
県費補助事業		
文化財保存事業	所有者・管理者	国指定文化財（随伴補助に限る） 国登録文化財（随伴補助に限る） 県指定文化財
文化財災害復旧事業		

その他、文化財が社会教育施設や公園施設、農業施設等である場合、それぞれを所管する省庁の補助金を活用できる可能性がある。

被災文化財の修理又は復旧には多額の経費を要することも多いことから、修理又は復旧事業の実施に当たっては、文化庁を始め様々な省庁が所管する補助金や基金等にも視野を広げ、最も有効な補助事業を活用することが望ましい。

表5.3.2 被災文化財の取扱に係るその他の補助事業

補助事業名	事業者	対象
文部科学省		
公立社会教育施設災害復旧事業	地方公共団体	公民館，図書館，博物館，文化施設等
国土交通省		
公共土木施設災害復旧事業	地方公共団体	河川，砂防設備，地すべり防止施設，急傾 斜地崩壊防止施設，道路，港湾，公園等

防災・安全交付金	地方公共団体	道路・港湾・治水・都市公園・市街地・住宅等
農林水産省		
農地災害復旧事業	地方公共団体	農地
農業用施設災害復旧事業	地方公共団体	水路・ため池・農道等農業用施設
農業用地災害関連事業	地方公共団体	農業用地施設の復旧と併せて実施する改良工事
災害関連農村生活環境施設復旧事業	地方公共団体	農地等の復旧と関連して実施する生活環境施設
直轄災害復旧事業	地方公共団体	国が造成した農業用施設

【参考ホームページ】

社会教育施設災害復旧 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1312748.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1312748.htm))

国土交通省災害復旧 ([https://www.mlit.go.jp/river/hourei\\_tsutatsu/bousai/saigai/hukkyuu/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/saigai/hukkyuu/index.html))

国土交通省防災・安全交付金 ([https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000213.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html))

農林水産省災害復旧 ([https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_hukkyuu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/))

(2) 補助金等の交付に係る注意点

ア 被災状況の報告, 各種調整

災害が発生した場合、文化財の価値を保全するためには、できるだけ早期に被災状況を把握し、必要に応じ災害復旧工事等に着手する必要がある。

県教委は、市町の報告を基に、国指定等文化財に係る被害を国（文化庁）へ報告するとともに、被害規模や緊急性等を把握し、災害復旧事業の対象か否かの判断や予算措置の必要性の検討など、被災文化財の修理又は復旧に向けた各種調整を行う。

イ 補助金等の採択の基準

国庫補助で災害復旧事業として採択される範囲は、公立学校施設の災害復旧事業採択基準を準用し、自然災害の規模がおおむね以下のいずれかの基準を満たす場合とされている。基準を満たさない場合や基準を満たしていても経年劣化による破損等の割合が大きいと判断された場合は、通常为国庫補助事業として実施することになるため注意が必要である。

なお、県費補助も文化庁の採択基準を準用する。

表5.3.3 災害復旧事業採択基準

①豪雨・・・ア) 最大24時間雨量80mm以上 イ) 連続雨量が特に大の場合（3日間（72時間）雨量180mm以上） ウ) 時間雨量が特に大の場合（1時間雨量20mm以上）
②暴風・・・・・・・・・・10分間平均風速が最大15m/s以上
③洪水, 高潮, 津波・・・被害の程度が比較的軽微とは認められない場合
④その他（地震, 大火, 融雪, 竜巻, 落雷, 噴火, 降灰等）

※参考：公立学校施設の災害復旧事業概要 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/011101/gaiyou.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101/gaiyou.htm))

ウ 事前着工

補助事業は、原則として、補助金の交付決定日以降に着手しなければならないが、

国庫補助による災害復旧事業では、以下の要件を満たす場合に限り、交付決定前着工（以下「事前着工」という。）が認められている。

表5.3.4 事前着工要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事前着工を行う災害復旧事業が国庫補助対象となり得ること</li><li>② 交付決定後の着手では当該文化財に深刻な被害が及ぶおそれがある場合等で、現地の状況を踏まえ早急に着工する必要があること</li><li>③ 事前着工の内容等について文化庁と事前に確認が取れていること</li></ul> |
|--|

※参考：「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱について」（平成23年11月10日文化庁文化財部伝統文化課事務連絡）

事前着工を行う際に留意すべき事項は次のとおり。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①事前着工が認められるのは、災害復旧事業のうち応急的な対応が必要な部分に限定されること</li><li>②事前着工届の提出をもって、当該工事費等を国庫補助の対象とすることを確約するものではないこと</li><li>③事前着工を行った部分を含む補助金の申請書を作成し、指示された期日までに提出すること</li></ul> |
|---|

県費補助事業では、あらかじめ県の予算が確保されていない場合は事前着工を認めない。

#### エ その他

国庫補助又は県費補助を受けて被災文化財の災害復旧事業を行おうとする場合は、法又は保護条例の規定によるき損届が提出されていなければならない（35 ページ）。

また、発災後時間が経過してから文化財の毀損が確認された場合や、毀損確認後しばらく時間が経過して災害復旧事業に着手する場合は、それら毀損が当該災害によるものか否かを証明しなければならない。災害復旧事業着手まで時間を要する場合は、経年劣化又は他の要因による毀損ではないことを証明するため、毀損確認時点の写真や観測データ等資料を十分に備えておく必要がある。仮に、当該災害による毀損と判断されなかった場合は、通常の補助事業として対応する。

災害復旧事業の原則は「災害前の状態に戻すこと」であり、復旧に合わせて新たな整備を行う場合、その部分は災害復旧事業の対象外である。この場合、災害復旧に係る部分と新たな整備に係る部分を明確に区分し、新たな整備に係る部分は通常の補助として実施する。

## 第4節 未指定文化財

県内には指定等文化財のほかにも歴史的資料等として価値のある文化財が多く存在する。これら未指定の文化財は地域の歴史を知る上で極めて重要である。しかし、地域の人々にとっては、普段の生活における信仰の対象や、旧家の家宝、生活の道具や生活の場であるもので、文化財という認識の下に維持管理されてきたものは少ないと考えられる。

特に、個人宅で保管管理されてきた美術工芸品・古文書等の動産文化財や、住居として使ってきた家屋及び倉庫その他の歴史的建造物については、所有者の大半が身近にあるがゆえに、その価値に気づいていないことが多い。そのため、災害発生時に市町に相談することなく廃棄物と一緒に処分されたり、建造物が取り壊されたりする可能性が高い。災害発生時には、所有者判断による処分や散逸等を防ぐことができるよう、日頃から市町及び県教委は、管内の指定等文化財のみならず、未指定文化財の悉皆調査を行い一覧化する（21ページ）とともに、所有者への啓発を行う必要がある。

## 1 動産文化財

市町及び県教委は、災害が発生した場合には、市町が作成した未指定文化財一覧（21ページ）を基に被災状況を把握し、救出が必要な場合は、関係機関と調整の上、文化財を安全な場所まで運搬し必要に応じ応急措置の実施、調書作成、一時保管の手順で文化財の保護を行うことが望ましい。この作業に当たっては、県教委又は県内で被災していない市町文化財保護担当職員が支援できることが望ましい。

さらに、大規模な災害が発生した際には、被災文化財の救出には当初から組織的な活動が不可欠となるため、国の助言を受け県内外の関係組織・団体が連携して活動を行うよう努めることが望ましい。

なお、水損した文書が判明した場合は、未指定であっても、市町をとおして広島県立文書館に救出を要請することができる（28ページ）。

また、救出した文化財は、所有者へ返却されるまで行政で保管する場合があるが、返却までの期間が長期にわたることがあり、温湿度管理など適切な保存管理が求められる。

災害直後は被災した文化財の保管場所の確保が急務となるが、平時から保管場所を想定しておく必要がある。

## 2 不動産文化財

※石造物を除く

不動産文化財のうち、特に指定等はないが地域にとって歴史的価値があると認められる建造物（以下「歴史的建造物」という。）については、平成28年熊本地震において、文化庁が『文化財ドクター事業（復旧支援のために文化財建造物の専門家を派遣する国の事業）』を行い、文化庁が、歴史的価値があると認めた例がある。

このような歴史的建造物が被災した際は、速やかに市町と県教委が連携し、被災状況を確認する必要がある。被災確認調査は国立文化財機構文化財防災センターを事務局とする「文化財ドクターチーム」（日本建築学会・日本建築士連合会・日本建築家協会・土木学会）の協力を得ることができるため、状況により、国立文化財機構文化財防災センターに連絡する。ただし、倒壊の危険性に配慮し、確実に安全が確認されるまでは、現場に立ち入ってはならない。

被災状況の判断が付かない場合は、安易に手を加えず、被災状況を確認後、ヘリテージ

マネージャー等の専門家の指導・助言を受けながら、被害状況の調査を進めるとともに、修理又は復旧の可否を判断する。

特に、地震災害の場合、倒壊や火災発生等の二次被害防止、被害拡大防止のため、被害箇所の応急措置を講じることがあり得る。そのような応急的な保護措置を行う際も、文化的価値を最大限損なわないよう留意する必要がある。

歴史的建造物が被災した場合の復旧に向けた流れとしては、専門家派遣による被災調査と技術支援を経て、自主財源による復旧となる。復旧に当たっては、市町とヘリテージマネージャー等が協議の上、専門家の指導・助言を受けながら行うことが望ましい。



## 第6章 災害復旧工事における文化財の取扱

### 第1節 現状変更

#### 1 定義

文化財の現状変更とは、「文化財に対して作為的かつ物理的に変更を生じさせる行為」をいい、記念物の場合は次のような行為をいう。

- ・建築物の新築、改築、増築、撤去
- ・住宅の外壁補修、塗り替え
- ・工作物(看板・フェンス・電柱・電線・ガス管・水管・下水道管等)の設置、改修、撤去
- ・仮設物(テント等)の設置、撤去
- ・道路の新設、舗装、修繕
- ・河川内の掘削、土砂撤去
- ・木竹の伐採・植栽、植物の採取、動物の捕獲・飼育
- ・土地の形質の変更(掘削・盛土・切土等)、土壌・岩石の採取
- ・記念物に指定された動植物の移動、個体の保護、生息状況の調査、標識や発信機等の装着

※許可を要しない行為 定期的な樹木の剪定・枝払い・山林の下刈りなど日常の維持管理行為、非常災害発生時に必要な応急措置のための行為、史跡等の保存に及ぼす影響が軽微な行為

特に国、県又は市町が指定する記念物の指定の範囲の内において、その現状を変更、又は保存に影響を及ぼすような工事その他の行為を行う場合は、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合を除き、指定をした者の許可が必要である。この場合、「非常災害のために必要な応急措置」とは、河川の氾濫等を防ぐ目的で土のう等を設置する場合等、直ちに施工しなければ人命財産に危険が及びかねない場合に行う措置をいう。

#### 2 災害復旧工事と現状変更許可申請

災害復旧工事は上記の「非常災害のために必要な応急措置」に当たらないので、工事担当部局は、記念物に指定された土地の範囲内で災害復旧工事を行う場合、文化財保護担当部局と工事内容等について協議を行い、法や保護条例で定められた現状変更の許可の要否の判断を経て、現状変更の許可を受けなければならない。

工事の内容が文化財の文化財的価値を著しく損なうものであった場合、文化財担当部局は不許可の決定を行うか、工事担当部局に対し修正、是正を求めることになる。この場合、文化財保護担当部局は内容の適否について文化財に係る附属機関(文化財保護審議会等)の意見又は答申を得なければならず、また、国指定文化財の場合は許可を得るまで2～3か月を要することもあるため、工事担当部局は工事着工までの間に時間的余裕をもって協議を行う必要がある。

なお、文化財によっては自然公園法等他法令の規制を受けている場合もあるため、工事担当部局はあらかじめ確認の上、関係機関との協議や手続きも適切に行わなければ

ばならない。

### 3 現状変更許可の申請の流れ

○文化庁の許可が必要な場合の申請書の流れ

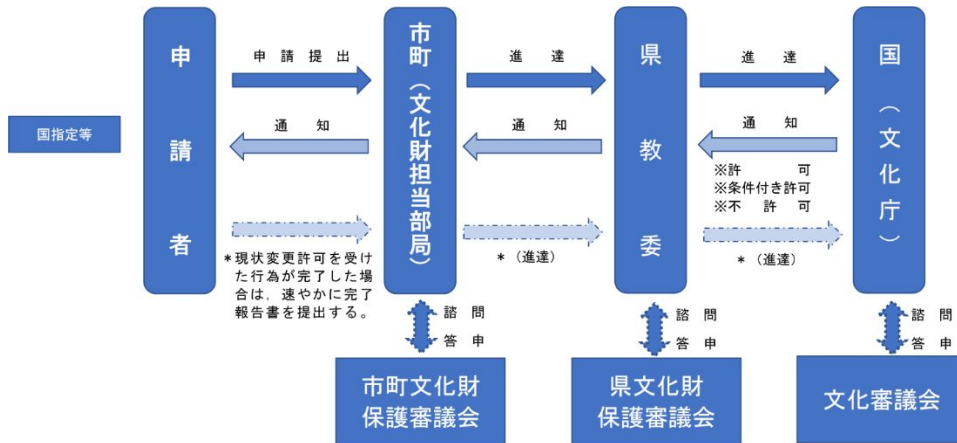


図 6.1.1 現状変更申請の流れ

現状変更許可申請は、建築確認申請の前に行う必要がある。建築確認が了承されていても、記念物等文化財の保存活用計画等に基づき、現状変更が不許可になる場合がある。

#### 【提出書類】

おおむね次の書類が必要である。そのほか、書類・様式・内容の詳細や提出部数は市町文化財保護担当部局へ問い合わせる必要がある。

表 6.1.1 現状変更許可を申請する時に提出する書類

- 現状変更許可申請書
- 添付書類（主なもの）
  - ・設計仕様書及び設計図
  - ・平面図 ・立面図 ・基礎伏図 ・基礎断面図など
  - ・申請地とその周辺を表示した図
  - ・案内図 ・公図 ・土地現況実測図 ・配置図など
  - ・現状写真（変更前の現状が分かるよう複数方向からの写真）
  - ・現状変更が必要なことを証明する資料（他の法令に基づく書類がある場合など）
  - ・土地所有者又は占有者の承諾書（申請者と異なる場合）
  - ・委任状（様式任意，申請手続きを業者などに委任する場合）

表 6.1.2 現状変更が終了した時に提出する書類

- 現状変更終了報告書
- 添付書類
  - ・終了写真（変更後の現状が分かるよう複数方向からの写真又は見取図）

### 4 その他

記念物など文化財の現状変更許可は、一律の基準設定が困難なため、保存活用計画への適合、景観を阻害しないかなど、保存管理上の支障の有無なども含めて申請行為

ごとの個別判断である。

河川工事では、特別天然記念物「オオサンショウウオ」が発見される場合に備えて、その生息の有無の確認、移動や保護に係る事前の現状変更許可申請も必要である。

樹木伐採が急遽必要となったなど許可内容を超える行為については、別に許可申請手続きが必要であり、許可された行為の内容とその後現場で必要となった行為の内容をよく確認する必要がある。

## 第2節 埋蔵文化財に係る市町の対応

埋蔵文化財が直接被災する場合はほとんどないが、災害からの復旧・復興に伴う事業に際しては埋蔵文化財について直接的な対応が求められる。阪神・淡路大震災、東日本大震災及び平成28年熊本地震においても、震災後に国や地方自治体が実施する大規模インフラ工事に伴う対応があり、短期間での迅速な対応が求められている。また、被災者の住居確保のため、災害仮設住宅や災害公営住宅の建設が進められ、その都度、埋蔵文化財の対応の必要性を説明し理解を得る必要も生じている。

埋蔵文化財の迅速な対応に当たっては、精度の高い遺跡地図の整備（把握）や、開発部局を始めとする庁内での情報共有（周知）が災害時の文化財に対する理解などに影響を及ぼすことから、市町文化財保護担当部局では日頃から災害を想定した取組みが必要である。

### 1 事前対策

#### (1) 埋蔵文化財保護体制の整備

市町の埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）は46人（令和2年5月1日時点、後述のⅠ種・Ⅱ種合計、市町設立の公益法人発掘調査機関職員も含む。）に留まる。専門職員が配置されていない市町では、専門職員が配置されている市町と比べ、日頃から文化財（埋蔵文化財を含む。）に触れる機会が少なく、災害時には初期対応での円滑な対応に滞りが生じる可能性がある。

専門職員が配置されていない市町では、日頃から災害を想定し、専門職員の配置に努めるとともに、災害の際には近隣市町の専門職員や県職員と連携した連絡・調整の体制が取れるよう対策を検討する必要がある。

また、文化庁は、埋蔵文化財専門職員の資質能力について、「基礎知識を取得した段階にある者」（Ⅰ種）と、「実践能力を取得した段階にある者」（Ⅱ種）に区分し、実践能力を備えたⅡ種職員の配置が途絶えることの無いよう、育成に努めることが必要としている。埋蔵文化財保護行政の基本的業務とされている「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の各段階の業務経験や、各段階の業務を実施する上で特に重要な発掘調査技術を習得することが重要であり、文化庁・奈良文化財研究所・県教委などが開催する研修と、各市町における実務経験のバランスの良い蓄積に努める必要がある。

一定の発掘調査経験を有する専門職員を有する市町においても、地下探査や測量・計

測・写真撮影等におけるデジタル技術の導入など、発掘調査の迅速化・省力化に必要な新技術について、絶えず知識吸収や導入を図る必要がある。

なお、東日本大震災などの過去の大規模災害においては、出土文化財収蔵施設の被災も問題となった。災害発生時においても基本的業務を継続できるよう、拠点となる施設について防災対策の整備が必要である。文化庁の「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」補助金を活用するなどの方法により、施設や設備の整備・改善を図ることも有効である。

## (2) 埋蔵文化財の基礎情報（遺跡地図等）の整備

迅速な復旧復興事業の推進に当たり、最初に文化財保護担当部局に求められるのは、開発（復興）予定地に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在するか否かである。そのため市町は、日頃から高い精度の遺跡地図の整備が求められている。

そこで、市町では、平時から個人住宅建設時等、法第93条第1項の届出や公共工事における法第94条第1項の通知が提出された際には、市町で情報を有しない土地にあっては積極的に分布調査（現地踏査や試掘・確認調査）を行い、その成果に基づき随時、県教委が公開している遺跡地図及び市町の窓口に備えられている遺跡地図の更新を図る必要がある。

さらに、沖積地上の住宅密集地などの地下に所在する埋蔵文化財包蔵地については、復旧・復興事業計画に対する現状保存の可否・発掘調査の要否等を判断する上で、遺構等の存在する深度の把握も重要となる。県教委は埋蔵文化財の有無に関わらず、試掘・確認調査の成果について『広島県内遺跡発掘調査（詳細分布調査）報告書』を刊行しており、各市町においても同等の方法により調査記録を整理し、埋蔵文化財包蔵地の有無・範囲のみでなく包蔵されている深度や内容についても迅速・的確に共有・利用可能な状態に整えることが望ましい。

また、古墳や城館跡などは急傾斜地等の危険な箇所にあるものも多く、古墳の墳丘や石室、城館跡の石垣・切岸などの崩落は来訪者や周辺住民の安全確保上にも問題となる。平成28年熊本地震において、横穴式石室を有する古墳について、被災前後の状況を比較し危険度等を判断するための基礎資料として「古墳損傷チェックシート」の作成や三次元情報記録、定期的点検による情報更新の必要性が指摘されており、類似構造の遺跡については同様の情報を収集・整備しておくことも有効である。

これらの分布調査等については、文化庁の「埋蔵文化財緊急調査費」国庫補助金の積極的な活用を図ることが有効である。

## (3) 発掘調査に係る各種基準の整備

復旧・復興業務と埋蔵文化財保護の円滑な両立を図る上では、発掘調査の要否判断や調査期間・経費等の算定を速やかに行う必要がある。事実誤認や情報不足等の事態を招かないためにも、平時から迅速な復興業務を想定した発掘調査の調査諸基準をあらかじめ策定しておく必要がある。

広島県においては、土木工事や埋蔵文化財発掘調査に対する埋蔵文化財保護上の必要事項指示等の事務処理権限を一部市町に移譲しているが、当該権限移譲の有無に関わらず、市町において「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」（中国四国ブロック文化行政主管課長会議 平成12年3月29日）の内容を踏まえた開発事業者等との協議・調整を行うことが望ましい。

また、各市町における発掘調査の計画・実施に際しても、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」（文化庁 平成16年10月29日 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku\\_06.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/hokoku_06.pdf)）や、「開発事業に伴う埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」（全文協中国四国ブロック文化・文化行政主管課長会議 平成15年9月3日）等に準じた作業標準や積算基準を作成することが望ましく、各市町の埋蔵文化財専門職員には、上述の各基準の適切な運用能力が求められる。

### (4) 埋蔵文化財保護に関する制度、埋蔵文化財保護の必要性周知

阪神・淡路大震災や東日本大震災の発災後、一部報道機関から、埋蔵文化財が復興の足かせになるという論調の報道が発信された時期がある。埋蔵文化財保護制度に対する理解不足等に基づく誤った情報の流布を防ぐためには、平時から、制度に対する十分な説明と、開発事業と埋蔵文化財保護の円滑な調整の実績の蓄積に心掛ける必要がある。

また、阪神淡路大震災や東日本大震災の復興に係る発掘調査の円滑な実施等に際しては、地域住民の理解と協力が重要であったことも指摘されている。埋蔵文化財保護の意義や発掘調査の成果についても、平時から地域住民に対する周知を行い、住民理解の醸成に努める必要がある。

## 2 災害時の対応

### (1) 初期対応

各種インフラ工事及び災害公営住宅等の建設に向けた庁内調整は災害直後から災害調整を行う担当（主管）課が立ち上がることから、文化財担当部局は当初から協議に加わり、復旧・復興事業と埋蔵文化財保護の調整を行う必要がある。

### (2) 復旧事業等に係る法の弾力的な運用について

災害直後の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧工事に際しては、熊本県では、平成28年熊本地震発生後、文化庁の助言を受け、一定の条件のもとに、法令上、届出・通知が不要となると考えられるという解釈を示し、円滑な復旧事業推進のため一定の緩和措置を図っている。

また、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱について、前掲の通知を発出した後、速やかに「取扱の基本原則」、「適用範囲」等を明示し、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱は平成10年通知を踏まえ「（中略）弾力的な運用を図るものとする」とし、留意事項、発掘調査等の体制を示している。

今後、本県域で同様の大規模災害が発生した場合、熊本県の例にならい、復旧工事等に

際し、県教委の判断で同様の通知を発出することがあり得るので留意されたい。

### (3) 埋蔵文化財包蔵地の被災状況把握

発災直後の住民や職員等の安全確保のめどが立った段階で、埋蔵文化財包蔵地の被災状況を把握し、復興事業に係る発掘調査業務量の見通しを立てることが重要となる。

特に市街地においては、被災した建物等の復旧・復興事業が現地で行われる場合が多いため、現地踏査により埋蔵文化財包蔵地内の建物等の被災状況を把握し、復興事業に係る発掘調査業務量の見通しを立てることが重要となる。

### (4) 復興事業対応業務量の予測及び文化財専門職員支援派遣に関する協議

横穴式石室を有する古墳や石垣を有する城郭については、被災前の情報と対比させること等により損傷を把握する。現地踏査に際しては、二次災害に巻き込まれないために石室内や墳丘上への立入には細心の注意が必要であり、危険性に応じて一般住民の立入制限等も必要である。平成28年熊本地震の際、亀裂等が生じた古墳のシート養生により、盛土が乾燥し墳丘の陥没等が生じた事例が指摘されており、シート養生に関しては慎重な判断が必要となる。

大規模な災害が発生した場合は、庁内に復旧復興担当課（班）若しくは庁内調整会議が設置され、復旧復興に向けた計画が立案される。文化財担当部局は、埋蔵文化財の事業量の把握に当たって当初から計画立案の場に参加し、事業量の早期把握に努め埋蔵文化財対応の必要員数を予測していく。そこで予測される事業量と対応が求められる期間、現在の体制とを勘案し、必要に応じて先端技術活用による調査の迅速化、民間発掘調査機関の支援導入や他自治体文化財専門職員の派遣受入れを検討する必要がある。

復旧・復興事業への対応については、東日本大震災の復興事業が国（復興庁）と市町村の直接協議による進捗が基本となったこと等も踏まえ、他機関等の人的支援を受けるかどうかに関わらず、市町において基本的な対応能力を備えた体制の維持が必要である。

自治体の専門職員派遣は地方自治法第252条第17項に基づく総務省派遣で、実際の派遣調整は国（文化庁）又は県教委で実施する場合がある。東日本大震災の復興調査においては、奈良文化財研究所による調査支援や全国埋蔵文化財法人連絡協議会の仲介による公益法人発掘調査機関所属職員の派遣等も行われており、派遣希望がある市町は迅速に県教委と協議する必要がある。

発掘調査の計画に際しては、報告書の作成まで見越した業務計画作成等が必要である。また、現地調査においても可能な限り現場の公開・普及に努め、発掘調査の意義・必要性について住民の理解を求める必要がある。

## 第7章 大規模災害に係る対応

近い将来に予想される大規模災害に対しては、市町及び県教委の対応が重要である。

### 第1節 市町の対応

#### 1 大規模災害に備えた体制の構築

市町は、大規模災害に備え、平時から埋蔵文化財保護体制の整備や関係部局等との連携を行っておく必要がある。特に埋蔵文化財については遺跡地図の整備、発掘調査に係る調査基準の作成に努める必要がある。

#### 2 大規模災害時の対応

市町は、前出第2～6章に示す対応を進めるとともに、大規模災害時には、特に庁内の災害復旧事業担当部局との調整を十分に行う。また、県教委その他の関係機関との間で速やかに情報共有を図り、文化財保護に係る協力や支援を要請する。特に、埋蔵文化財調査に係る体制の整備については、派遣職員の受入も含めた柔軟な対応を図る必要がある。

### 第2節 県教委の対応

#### 1 大規模災害に備えた体制の構築

##### (1) 県内の連携体制整備の検討

県教委は、災害発生時における博物館等その他関係機関の役割を明確化するとともに、関係機関、関係団体等と必要な情報共有、相互支援を図るため、恒久的な連携体制の構築を市町等とともに検討する必要がある(32ページ)。文化財保護団体や機関の連絡先(緊急時連絡先)の情報共有を図ることや、関係機関等も含めた図上演習等に取り組むことも有効である。

##### (2) 大規模災害に備えた取組の推進

県教委は、博物館等を中心に、前出(22ページ)文化財防災センターの「文化財防災マニュアル」や全国美術館会議の「災害時における対応方法 緊急調査・応急処置用資材リスト」等の例を参照した資材の準備や備蓄を検討するとともに、図上演習等を検討する必要がある。また、災害発生時のボランティアの募集方法について、市町と協議を行うことが望ましい。

#### 2 大規模災害時の対応

##### (1) 県内の連携の実践

県教委は、大規模災害発生時、前項に示す広域連携体制を組織する機関を始め、各連携先との情報共有、連携調整に当たる(32ページ表4.3.1)。また、文化財の救出活動に加わる者の健康管理にも十分に留意し、必要により各分野の専門家の指導、助言を得るよう努める必要がある。

## (2) 県外の機関との連絡調整

県教委は、大規模災害により、県教委及び市町の行政機能が著しく低下し、単独では十分に被災状況調査等が実施できない場合、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」で定めたカウンターパートである愛媛県及び他都道府県並びに文化庁及び文化財防災センターに対し、応援を要請することが有効である。

また、愛媛県及び他都道府県において同様の状況となり、応援の要請があった場合は、人的・物的支援をする。

【参考文献】文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン (<https://ch-drm.nich.go.jp/images/2020/09/guideline.pdf>)



